

大洲市地域防災計画（原子力災害対策編）

大洲市住民避難計画

平成 30 年 3 月

大 洲 市

目 次

1	計画の基本的事項	1
1-1	大洲市住民避難計画の目的	1
1-2	大洲市住民避難計画の位置付け	2
1-3	避難等の防護措置を実施する際の基本事項	3
2	避難計画の基本方針等	7
2-1	避難計画の基本方針	7
2-2	緊急事態区分等に応じた防護措置	7
2-3	安定ヨウ素剤の取り扱い	10
2-4	避難退域時検査等の対応	11
3	避難計画の対象範囲	12
3-1	避難計画の対象とする地域	12
3-2	避難等の対応方針	15
4	避難に関する情報伝達	32
4-1	住民等への情報伝達	32
4-2	住民等からの問い合わせに対する対応	33
5	住民の避難体制	34
5-1	避難の流れ	34
5-2	一時集結所等	34
5-3	広域避難場所及び避難経由所	35
5-4	避難（輸送）経路	35
5-5	児童・生徒等への対応	37
5-6	外国人への対応	37
5-7	一時滞在者（観光客等）への対応	37
5-8	避難誘導、確認	37
6	要配慮者に対する避難支援等	40
6-1	在宅要配慮者の避難	40
6-2	在宅要配慮者の状況	42
6-3	要配慮者施設の避難体制	42
7	避難住民の支援体制等	44
7-1	市内における避難所等の開設、運営等	44
7-2	市外における避難所及び避難経由所の開設、運営等	44
7-3	福祉避難所の開設、運営等	45
7-4	避難者への情報提供	45
7-5	健康管理とメンタルヘルス対策	45

8 資料編

8-1	一時集結所一覧	46
8-2	関係機関連絡先	48
8-3	関係医療機関	52
8-4	市内高齢者施設	54
8-5	市内障がい者施設	56
8-6	市内保育所施設	57
8-7	市内幼稚園、小学校、中学校、高等学校施設	58
8-8	広域避難所一覧（松山市・大洲市）	60
8-9	避難時輸送車両	62
8-10	広報文例・メール配信文例	64
8-11	環境放射線測定地点（大洲市内）	71
8-12	非常時持出品チェックリスト	73
8-13	住民避難カード（様式：暫定版）	74
8-14	ヘリポート候補地一覧	77
8-15	安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票及び説明書（例）	79
8-16	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	82
8-17	用語開設	84

1 計画の基本的事項

1-1 大洲市住民避難計画の目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の事故は、これまでの原子力防災対策を根底から覆す大惨事を引き起こした。

この事故を受け、原子力安全委員会は、平成 23 年 11 月に防護対策を重点的に充実すべき地域を見直し、「予防的防護措置を準備する区域 (P A Z)」、「緊急防護措置を準備する区域 (U P Z)」を設定した。

【愛媛県地域防災計画に定める原子力災害対策重点区域の市町】

区 分	範 囲	対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) 〔予防的防護措置を準備する区域〕	原子力施設を中心として概ね半径 5 km の地域	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) 〔緊急防護措置を準備する区域〕 ※E A L (緊急時活動レベル)、O I L (運用上の介入レベル)に基づき、緊急時防護措置(避難、屋内退避等)を準備する区域	原子力施設を中心として概ね半径 3 0 km の地域から、P A Z を除いた地域	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

さらに、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会は、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力防災指針」を見直し、「原子力災害対策指針」として取りまとめ、防護対象区域となる自治体では、この指針に基づき、緊急時等の対策が必要とされた。

大洲市は、四国電力株式会社伊方発電所(以下「伊方発電所」という。)から 30km 圏域 (U P Z) に市の人口、世帯数の約 9 割、面積の約 7 割が含まれている。

【U P Z 内距離別人口・世帯数】 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

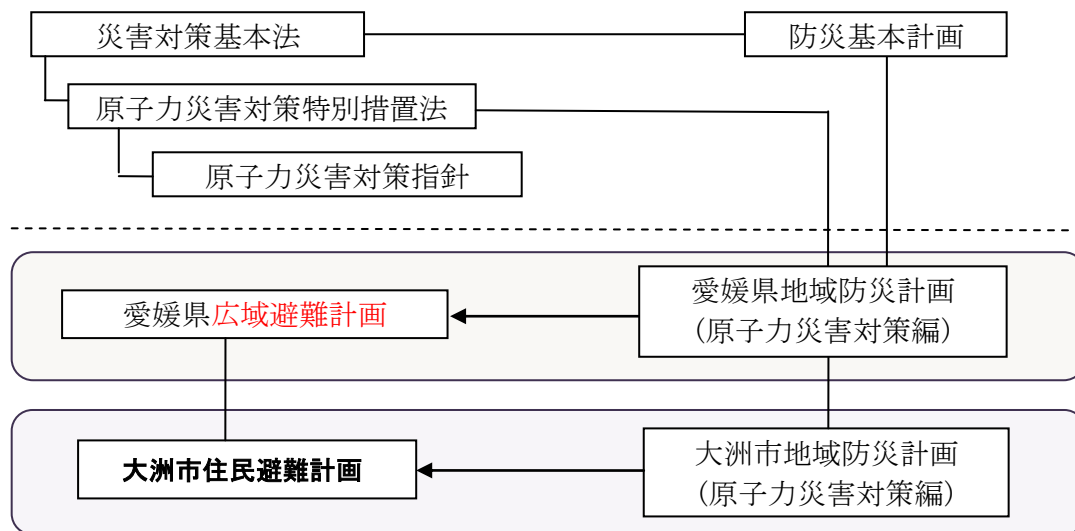
距離(km)	人口	世帯数
10~15	955	450
15~20	5,924	2,695
20~25	24,630	10,953
25~30	9,429	4,057
計	40,938	18,155

このことから、市は、伊方発電所において緊急事態等が発生した場合に備え、大洲市地域防災計画(原子力災害対策編)を平成 23 年 4 月に定め、また、大洲市住民避難計画(以下「本計画」という。)において、住民等の円滑な避難及び防護措置について必要な事項を定めるものである。

1-2 大洲市住民避難計画の位置付け

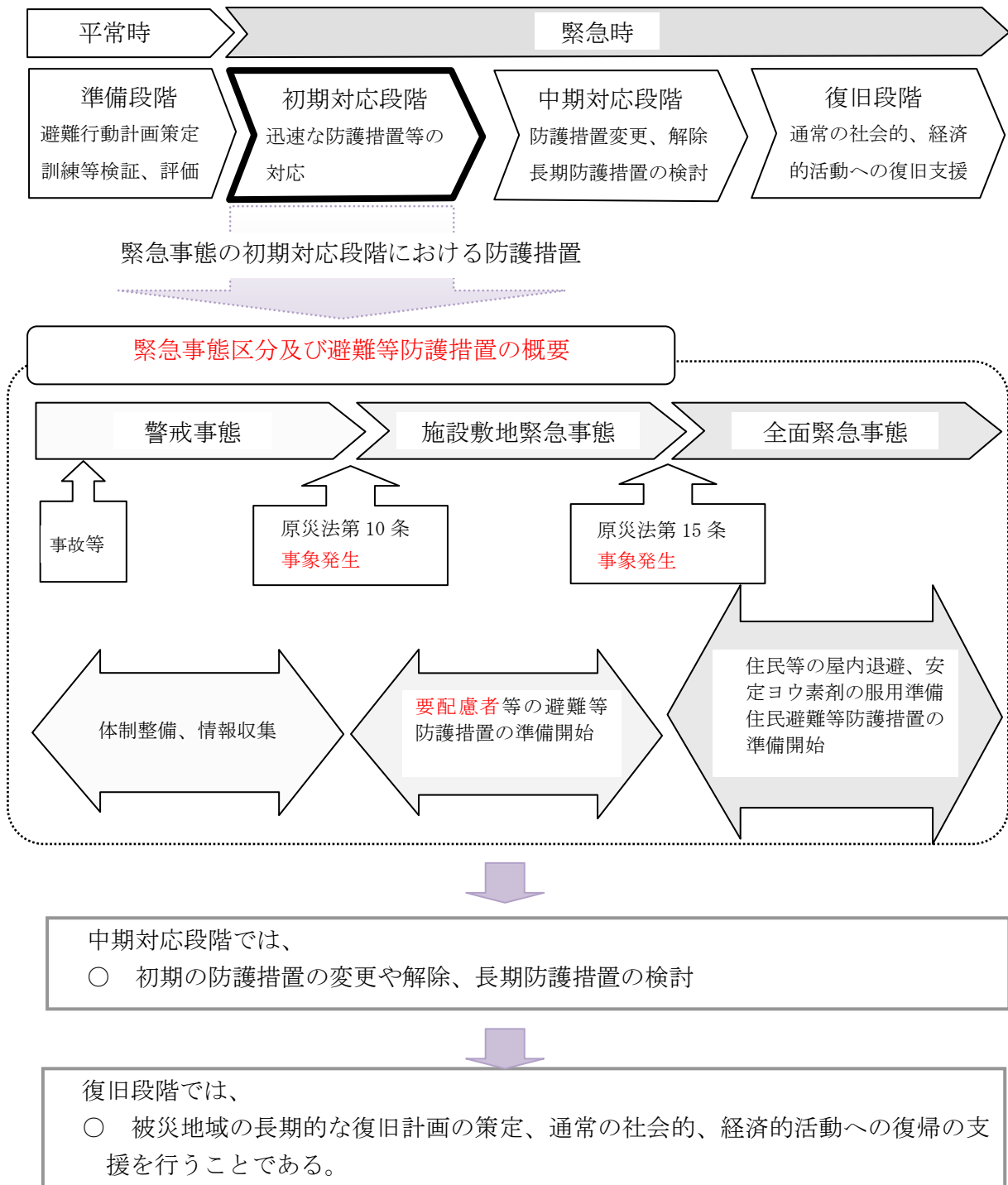
本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、大洲市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として定めるものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、大洲市地域防災計画と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜、見直しを行うものとする。



1-3 避難等の防護措置を実施する際の基本事項

(1) 緊急事態の段階



特に、初期対応段階においては、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、住民等へ放射線等の影響発生を回避するため、原子力施設から一定の範囲の地域において避難等の予防的防護措置を講じなければならない。

この初期対応段階における予防的防護措置を混乱なく円滑に実行するため、本計画は、伊方発電所での事故の連絡を受けた直後から避難完了までの対応を定めるものである。

(2) 緊急事態区分

緊急事態の段階における初期対応段階の予防的防護措置を混乱なく円滑に実行するため、次のとおり、現行の原災法等における基準を採用した当面の緊急時活動レベル（EAL）に基づく緊急事態区分（3段階）に応じた緊急時対応を実施することとする。

- ① 警戒事態（Aレベル）・・・警戒事態が発生したとき
- ② 施設敷地緊急事態（Bレベル）・・・施設敷地緊急事態が発生したとき
（原災法第10条事象）
- ③ 全面緊急事態（Cレベル）・・・全面緊急事態が発生したとき（原災法第15条事象）

【緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)】

区 分	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	体制構築や情報収集を行う。
	施設敷地緊急事態	

全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ①敷地境界付近の放射線量の上昇 ②通常放出経路での気体放射性物質の放出 ③通常放出経路での液体放射性物質の放出 ④火災、爆発等による異常な放射線量の検出 ⑤火災、爆発等による放射性物質の異常放出 ⑥原子炉外での臨界事故 ⑦原子炉停止の失敗または停止確認不能 ⑧原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 ⑨蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 ⑩全交流電源の1時間以上喪失 ⑪全直流電源の5分以上喪失 ⑫炉心損傷の検出 ⑬停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ⑭使用済核燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ⑮格納容器圧力の異常上昇 ⑯2つの障壁喪失、1つの障壁喪失可能性 ⑰原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ⑱住民の避難を開始する必要がある事象発生 ⑲事業所外運搬での放射線量率の異常上昇または放射性物質の異常漏えい 	<p>屋内退避等の防護措置を行うとともに、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
--------	--	--

(3) 屋内退避・避難等に関する指標

伊方発電所の緊急事態における避難等の指示（PAZを除いたUPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、空間放射線量率が運用上の介入レベル（OIL）の基準値を超えた場合に実施される。

住民避難の実施に際しては、原子力発電所の事故の規模等に応じて、国や愛媛県（以下「県」という。）、四国電力㈱等と協議を行い、時間的な進展を考慮し、屋内退避、避難の対象となる区域を定める。屋内退避・避難等に関する指標は下表（防護措置実施の判断基準）のとおりとする。

【防護措置実施の判断基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、「避難」等を実施(移動が困難な者の一時「屋内退避」を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※1ヶ月後の値 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に「一時移転」を実施

【避難等防護措置】

<p>避難及び 一時移転</p>	<p>住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。</p>
<p>避難</p>	<p>空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する。</p>
<p>一時移転</p>	<p>緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れる。</p>
<p>屋内退避</p>	<p>住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る。特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効。</p>

2 避難計画の基本方針等

2-1 避難計画の基本方針

- 住民や関係機関等への情報伝達が確実にできる体制を整備するとともに、避難先、避難方法を明示する。
- 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、段階的な避難指示がなされることを想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 避難に時間を要する要配慮者等の安全かつ迅速な避難を図る。
- 県が定める広域避難計画との整合性を図る。

2-2 緊急事態区分等に応じた防護措置

(1) 緊急事態区分ごとの対応

伊方発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、県、四国電力㈱等と協議の上、必要に応じて次の体制を段階的に実施することにより、住民に混乱が生じないように配慮する。

緊急事態区分に応じた主な防護措置等の対応は次のとおりとする。

① 警戒事態（以下「Aレベル」という。）

（市の対応）

市は、災害警戒本部を立ち上げ、事故等の情報収集を行いながら、県と今後の対応を協議するものとする。また、事故等の発生について、住民広報を実施するとともに一時集結所の開設準備を行う。

- 要配慮者等に対し、一時集結所への移動を連絡する。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に帰宅準備を連絡する。
- 一時集結所の開設準備とあわせて、安定ヨウ素剤の配布に備え、安定ヨウ素剤を一時集結所に移送する。
- 緊急時モニタリングの準備を行う。

（住民等の留意事項）

- 住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者は、一時集結所への移動手段の確保等の準備を行う。
- 市外からの就労・就学者及び観光客等一時滞在者は、直ちに帰宅の準備を行う。

② 施設敷地緊急事態（以下「Bレベル」という。）

（市の対応）

市は、災害対策本部を立ち上げ、国、県と今後の対応を協議し、屋内退避に備え、帰宅を要請する住民広報を実施するとともに一時集結所の開設を行う。

- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の児童、生徒等は、保護者の迎え又はスクールバス等により帰宅させる。
- 住民に対し、屋内退避、避難指示に備え、帰宅を促す。
- 一時集結所を開設する。
- 緊急時モニタリングを開始する。

（住民等の留意事項）

- 帰宅した住民は外出を控え、今後の情報に注意する。
- 自家用車等での避難が困難な住民、要配慮者及び関係者、観光客等は、非常用持ち出し袋等を準備し、一時集結所に移動する。

③ 全面緊急事態（以下「Cレベル」という。）

（市の対応）

市は、UPZ圏内の住民に屋内退避を指示する。

- 一時集結所の避難している住民の避難に必要な車両等について県に要請する。
- 緊急時モニタリングの状況、放射性物質の放出量、気象条件等を考慮し、避難の準備を促す。

（住民等の留意事項）

- 帰宅退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 帰宅した住民、一時集結所に避難した住民は屋内退避を行い、退避している建物すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 自家用車等での避難が困難な住民、要配慮者及び関係者、観光客等は、非常用持ち出し袋等を準備し、一時集結所にひなん移動する。
- 今後の情報に注意し、避難の準備を行う。
- 観光客等は、直ちに市外に退去する。

----- 敷地外への放射性物質の放出 -----

④ 緊急防護措置（O I L 1）、早期防護措置（O I L 2）

（市の対応）

- 空間放射線量率が、運用上の介入レベル（O I L）を超えた対象地域に避難指示を発令する。
- 国、県から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示があった場合は、一時集結所において安定ヨウ素剤を配布する。

(住民等の留意事項)

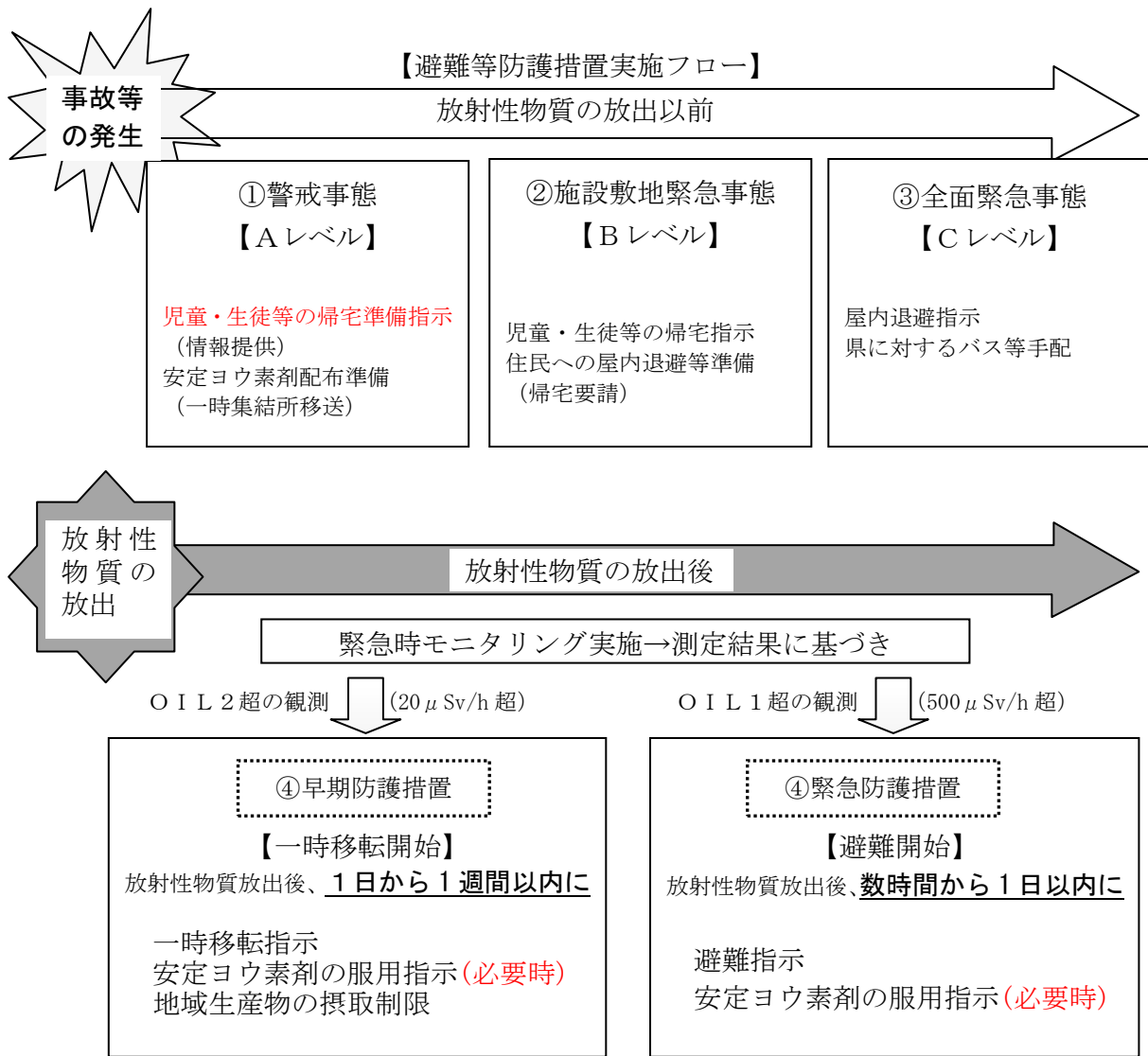
○ 自力で避難可能な住民は、

自家用車等により、市が指定する避難経由所（愛媛県総合運動公園等）を目指し避難を行う。なお、安定ヨウ素剤はの配布指示があった場合は、自主防災組織単位で定める一時集結所で安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

○ 自力で避難できない住民は、

自主防災組織単位で定める一時集結所に集合し、一時集結所から県、市が手配するバス等により避難を行う。

※県に対する一時集結所へのバス等の手配は、一時集結所に集合した住民の数を確認次第速やかに調整する。



2-3 安定ヨウ素剤の取り扱い

安定ヨウ素剤(※安定ヨウ素剤とは、医薬品ヨウ化カリウムの丸薬及び内服液を指す。)の取り扱いについては、平成25年7月19日付、安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(原子力規制庁原子力防災課)により示されている。

今後、愛媛県原子力災害医療活動実施要領等との整合性を図りながら詳細を決定する。

① 服用対象者

○ 全員が服用する。(一時滞在者等も含む)

※特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

※3歳未満の乳幼児については、薬剤師等が粉末剤を用いて液状の安定ヨウ素剤を調製した内服液又は内服ゼリーを服用させる。

○ 服用不適切者(安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある方)、自らの意志で服用しない者には服用させない。

② 配布場所

○ 自主防災組織単位で定める一時集結所

③ 配布の時期及び方法

Cレベル(全面緊急事態)に至った後に、原子力規制委員会が必要性を判断したとき、一時集結所において、受付簿に必要事項を記載し、医師の関与の下で説明資料とともに配布する。

配布に関する手順は次のとおりとする。

○ 市は、防災行政無線等により住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。

○ 自主防災組織単位で定めている住所地の一時集結所に集合する。

○ 受付簿に必要事項を記載し、安定ヨウ素剤と説明資料(服用に関する注意事項)を受け取る。

○ 一時集結所に移動が困難な住民については、市が自主防災組織や消防団等の協力のもと、自宅へ直接配布する。

④ 服用回数・・・原則1回

⑤ 服用量・・・次の表に示す年齢に応じた量とする。

【安定ヨウ素剤服用に対する規定量】

対象者	服用種別	ヨウ素量 ※ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化 カリウム量
新生児	内服液:1mℓ又は ゼリー16.3mg 1包	12.5mg	16.3mg
生後1カ月以上3歳未満	内服液:2mℓ又は ゼリー32.5mg 1包	25mg	32.5mg
3歳以上13歳未満	1丸	38mg	50mg
13歳以上	2丸	76mg	100mg

⑥ 服用の時期

服用指示があったとき。

原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて、国の原子力災害対策本部、県、市災害対策本部が服用の指示を出す。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれる事それ自体を防ぐことはできない。

【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後8時間以内	約40%の抑制効果

2-4 避難退域時検査等の対応

避難住民の汚染検査、除染等については、状況に応じて一時集結所と避難先、避難経由所との間で県が指定する場所において避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

市内の検査候補地は、新谷公民館・菅田公民館・大成ふれあい広場（旧大成小学校）・清流の里ひじかわの4か所である。ただし、避難ルートによって下灘運動公園・内子町役場内子分庁舎・内子PA・伊予灘SAも検査候補地となる。

避難基準に基づいて避難した避難者等に対し避難退域時検査を行い、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施する（OIL4 β線:40,000cpm超過（皮膚から数cmでの検出器の計数率））。市は、県が実施する避難退域時検査に可能な限り協力する。

3 避難計画の対象範囲

3-1 避難計画の対象とする地域

大洲市内におけるUPZの地域は次のとおりである。

伊方発電所で発生した事故等、有事の際には、国、県等からの指示、若しくは自らの判断により、災害対策基本法及び原災法に基づき、市長は、避難指示を発令する。

【避難計画の対象とする地域】

距離	自主防災組織名	対象地域（行政区）	人口
10～15km	櫛生・須沢地区	櫛生 68・櫛生 69・櫛生 77・櫛生 78・櫛生 79・ 櫛生 80・櫛生 81・櫛生 82・櫛生 83・櫛生 84	300 人
	出海地区	出海 87・出海 88・出海 89・出海 90・出海 91・ 出海 92・出海 93	458 人
	豊茂地区	豊茂 113・豊茂 114	116 人
	平野地区	本谷日・本谷影・横野	81 人
			計
15～20km	沖浦地区	沖浦 1 51・沖浦 2 52・沖浦 3 53・沖浦 4 54 沖浦 5 55・沖浦 6 56・沖浦 7 57・小浦団地 152	675 人
	櫛生・須沢地区	櫛生 70・櫛生 71・櫛生 72・櫛生 73・櫛生 74・ 櫛生 75・櫛生 76・須沢 85・須沢 86	266 人
	大和地区	下須戒 94・下須戒 95・下須戒 97・下須戒 98・ 下須戒 99・大和団地 153・穂積 100・穂積 101・ 穂積 102	754 人
	豊茂地区	豊茂 107・豊茂 108・豊茂 109・豊茂 110・豊茂 111・ 豊茂 112・豊茂 115・豊茂 116・豊茂 117・豊茂 118・ 豊茂 119	300 人
	白滝地区	柴 150・柴 151	8 人
	久米地区	上山辺・安場・丸山・札場・関谷・有松・池富・柴尾・ 深井・下里・成畑・高山西・高山東・奥深井	1,376 人
	平野地区	平野町下・平野町上・広岡・清広・里下・会心・ 地藏堂・矢の口・土井・沼田・保子野・日浦・栄谷・ 大下・東大下・坂田・香田・城の下・矢の地・大根・ 富元・夜昼・滝の宮・鎌の田・明日香・ グリーンハイツ平野	1,909 人
	南久米地区	北裏・稲積・黒木	176 人
	上須戒地区	河春・屋敷・折尾・大宅・猿谷・東峰・西峰・初尾・ 池岡・梶屋敷・打越・松久保・非農家	460 人
		計	5,924 人

距離	自主防災組織名	対象地域（行政区）	人口
20～25km	長浜自治区	長浜 4・長浜 5・長浜 6・長浜 7・長浜 8・長浜 9・ 長浜 10・長浜 11・長浜 12・長浜 13・長浜 14・ 長浜 15・長浜 16・長浜 17・長浜 18・長浜 19・ 長浜 20・長浜 21・長浜 22・長浜 23・長浜 24・ 長浜 25・長浜 26・長浜 27・長浜 28・長浜 29・ 長浜 30・長浜 31・長浜 32・長浜 33・長浜 34・ 長浜 35・長浜 36・長浜 37・長浜 38・長浜 39・ 長浜 44・長浜 45・長浜 46・長浜 47・仁久 1・仁久 2・ 仁久 3・黒田 48・黒田 49・黒田 50・今坊 67	2,031 人
	今坊地区	今坊 58・今坊 59・今坊 60・今坊 61・今坊 62・ 今坊 63・今坊 64・今坊 65・今坊 66	399 人
	大和地区	下須戒 96・上老松 103・上老松 104・上老松 105・ 大越 106・	356 人
	白滝地区	白滝 1 120・白滝 2 121・白滝 3 122・白滝 4 123・ 白滝 5 124・白滝 6 125・白滝 7 126・白滝 8 127・ 白滝 9 128・白滝 10 129・戒川 130・戒川 131・ 戒川 132・戒川 133・戒川 134・戒川 135・戒川 136・ 大越 137・柴 139・柴 140・柴 141・柴 142・柴 143・ 柴 144・柴 145・柴 146・柴 147・柴 148・柴 149	1,180 人
	肱南地区	大洲 1・大洲 2・大洲 3・大洲 4・大洲 5・大洲 6・ 大洲 7・大洲 8・大洲 9・大洲 10・大洲城山・大洲 11・ 大洲 12・大洲 13・大洲 14 南・大洲 14 北・大洲 15・ 大洲 16・大洲 17・大洲 18・柚木 19・柚木 20・ 柚木 21 東・柚木 21 西・椎の森・八尾・帝京富士分校 寮	3,805 人
	久米地区	下山辺・城地 1・城地 2・城地 3・古久米武田・ 只越 1・只越 2・サンクレスト大洲	1,305 人
	肱北地区	渡場 1・渡場 2・渡場 3・殿町・西裡・上地藏西・ 上地藏東・射場・大黒・恵美須・下地藏・昭和・ 宮前・駅前・肱川・上山根・下山根・旭・大正・ 稲澤ハイツ・福間口マンション・常磐町 1・常磐町 2・ 常磐町 3・常磐町 4・常磐町 5・常磐町 6	2,482 人
	若宮地域	新町 1・新町 2・新町 3・堀の内 1・堀の内 2・ 若宮上 1・若宮上 2・若宮中 1・若宮中 2・若宮下 1・ 若宮下 2・日の出 1・日の出 2・東若宮・ 国土交通省宿舎第 3 号・県営大洲東団地・ 森井マンション・山田マンション	3,174 人
	五郎地区	五郎 1・五郎 2・五郎 3・五郎 4・五郎 5・慶雲寺・ 玉川	1,206 人
	田口地区	東大洲・白方・多賀・立岡・河内・中ヶ市・天満・ 山根・神宮・西岡・国土交通省東大洲寮・石田口・ 国土交通省寮・大洲中央病院寮・白方市営住宅・ 区外（喜多）	2,214 人

距離	自主防災組織名	対象地域（行政区）	人口
20～25km	平地区	平坂・平曾・平畑・森・小鳥越・西松ヶ花・四国電力寮	1,345人
	南久米地区	北只・松尾・下松尾・梅川・長谷・横野・野佐来	1,168人
	菅田地区	下町1・西・富士・杭瀬・貫小屋・野地・小倉・父・裾野	1,085人
	新谷地区	小貝・都	292人
	三善地区	山高・阿寄・坂本・大谷・田辺・和田下・和田中・和田上・石橋・西山・石仏・小田・寿・ひえ田・峠・多田	850人
	八多喜地区	上町・中町・下町上・下町下・元町1・元町2・岩津・湯の子・新町下・新町中・新町上・宇山・家野・八多浪・伊州子・表米津・谷米津・河内・中場・田の久保・本村・森・広岡	1,738人
			計
25～30km	平地区	中山西・中山東・野久保・野田・土肥・城1・城2・城3・区外（平）	2,742人
	菅田地区	阿部・上東・中東・下東・朝日・上町・中町・下町2・下町3・村島・成見・板野・藤の川・譲葉・道屋敷・東・天貢・西谷・池田・本郷・追打	2,382人
	大川地区	八河・富谷・森山本村・東・根元・本谷・満屋敷・丸山・日の平・川口・太田・宮野・舟原・小石	598人
	柳沢地区	赤田・居場・道成・本郷・有久保・河内・河向・藤縄1・藤縄2・藤縄3・藤縄4・田処西・田処下・向井・川上・東・境	514人
	新谷地区	中組・上組・大久保・中富久保・惣谷・田合・山口・和田1・西和田東・西和田西・古町・町1番・町2番・町3番・町4番・川東1・川東2・川東3・川西・立山・麓・喜多山中組・喜多山下組・二軒茶屋恋木1番・恋木2番・恋木3番・城山・神南・東松ヶ花・和田2・帝京男子寮	3,178人
	三善地区	大東	15人
			計
		合計	40,938人

【平成29年4月1日現在】

3-2 避難等の対応方針

住民避難の実施に際しては、「2-2 緊急事態区分等に応じた防護措置」により、伊方発電所の事故の規模等に応じて、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、県等と協議し、時間的な進展を考慮して、屋内退避、避難等の対象となる区域を定める。

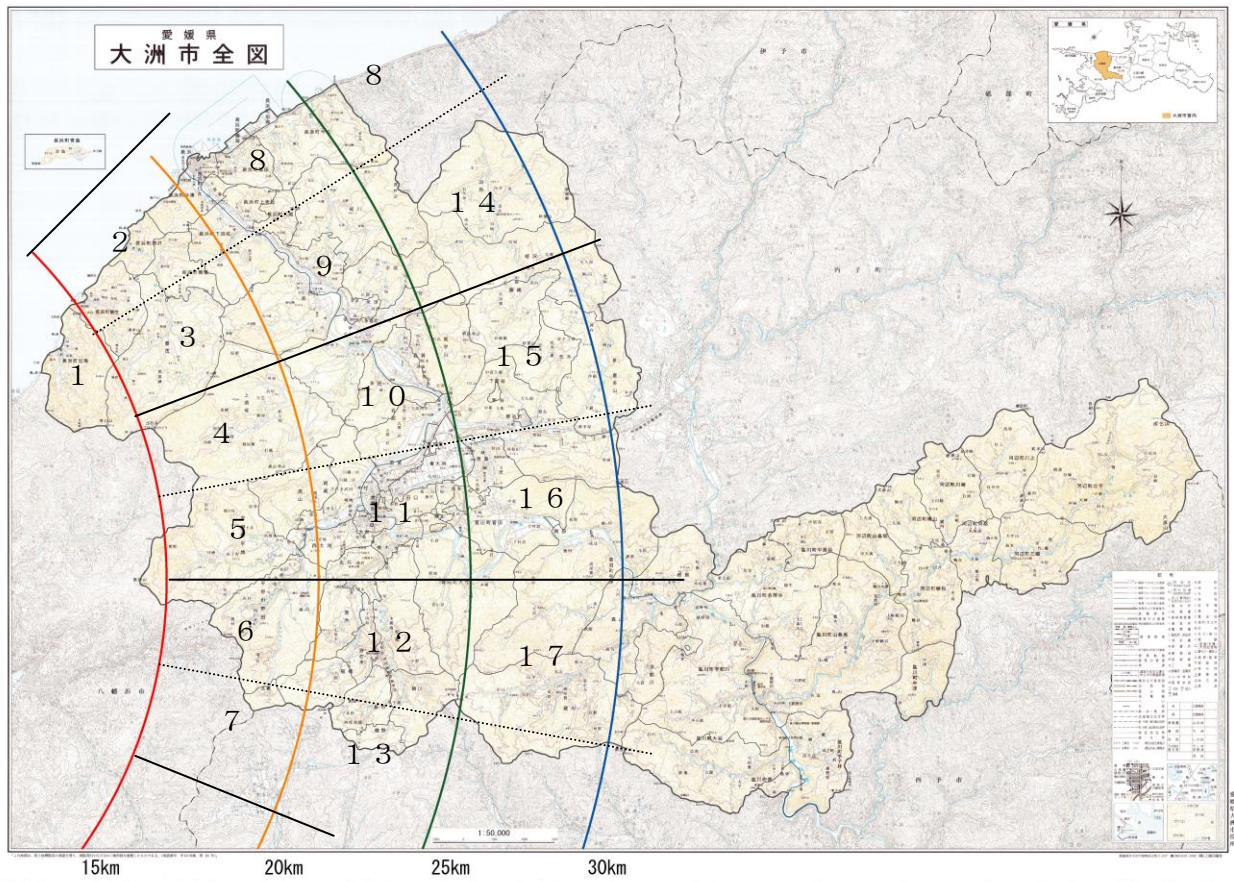
市は、原子力緊急事態において設置される現地災害対策本部並びに愛媛県オフサイトセンターにあらかじめ指名した職員を配置し、情報の把握と関係機関との緊密な連携を図るものとする。

なお、伊方発電所の事故を想定した避難等の区域については、伊方発電所からの距離、方位に応じて、概ね5kmごとに分けた17の区画を「大洲市が指示する避難区域」とし、自主防災組織を単位として行動するものとする。

【大洲市が指示する避難区域】

国が発表する避難等指示区域	避難区画番号	市が住民等に発表する避難等指示区域
10km を超え 15km 以下の間が避難指示の場合	1	長浜町出海
15km を超え 20km 以下の間が避難指示の場合	2	長浜町櫛生 長浜町須沢 長浜町沖浦 長浜町穂積 長浜町下須戒の一部
	3	豊茂 長浜町下須戒の一部 柴の一部
	4	上須戒
	5	平野町平地 高山 阿蔵の一部 西大洲の一部
	6	平野町野田
	7	北裏 稲積
	20km を超え 25km 以下の間が避難指示の場合	8
9		柴の一部 白滝 戒川 長浜町大越の一部 八多喜町 米津 手成
10		五郎 多田 春賀 東宇山 新谷の一部
11		阿蔵の一部 西大洲の一部 大洲 柚木 北只 松尾の一部 中村 常磐町 田口 若宮 東大洲 市木 東若宮 菅田町大竹の一部 菅田町菅田の一部
12		黒木 野佐来 松尾の一部 梅川 菅田町大竹の一部
13		長谷 横野
25km を超え 30km 以下の間が避難指示の場合	14	田処 柳沢の一部
	15	藤縄 柳沢の一部 新谷の一部 新谷町 恋木 喜多山
	16	徳森 新谷の一部 菅田町菅田の一部 菅田町宇津の一部
	17	菅田町宇津の一部 蔵川 森山

【大洲市が指示する避難区域図】



避難指示区域別行政区一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1 月以上 3 歳未満	3 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	計	避難行動 要支援者数
肱南地区	大洲 1	11	大洲小学校	県総合運動公園	愛媛県身体障害者福祉センター	40		1	1	71	73	2
	大洲 2	11				19				33	33	2
	大洲 3	11				41		3	7	82	92	10
	大洲 4	11				34			1	69	70	6
	大洲 5	11				29			3	60	63	7
	大洲 6	11				36		1	4	52	57	5
	大洲 7	11				41		3	5	67	75	3
	大洲 8	11				24			2	49	51	2
	大洲 9	11				48			6	87	93	16
	大洲 10	11				15			2	33	35	1
	大洲城山	11				24		1	6	52	59	6
	大洲 11	11				46		1	14	98	113	6
	大洲 12	11				120	1	17	24	223	265	23
	大洲 13	11				97		8	16	192	216	16
	大洲 14 南	11				110		2	10	195	207	17
	大洲 14 北	11				49		5	10	107	122	8
	大洲 15	11				84		1	23	172	196	8
	大洲 16	11				48		2	7	83	92	2
	大洲 17	11				28			8	52	60	5
	大洲 18	11				46		1	5	79	85	11
	柚木 19	11				41			7	76	83	4
	柚木 20	11				217		21	64	403	488	24
	柚木 21 東	11				67	1	1	11	124	137	8
	柚木 21 西	11				253	1	23	58	526	608	16
	椎の森	11				115		14	49	229	292	13
	八尾	11				62		2	4	132	138	11
	帝京富士分校寮	11				2				2	2	0
	小計						1,736	3	107	347	3,348	3,805
久米地区	下山辺	11	久米小学校	県総合運動公園	県総合運動公園	111		11	15	202	228	10
	上山辺	5				189		14	48	365	427	9
	安場	5				115		20	33	230	283	5
	丸山	5				19				26	26	4
	札場	5				45			1	85	86	3
	関谷	5				33			3	67	70	4

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1 月以上 3 歳未満	3 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	計	避難行動 要支援者数
久米地区	有松	5	久米小学校	県総合運動公園	県総合運動公園	24			3	52	55	6
	池富	5				25		3	4	52	59	4
	柴尾	5				48		1	17	99	117	5
	深井	5				33			7	67	74	1
	下里	5				27			4	59	63	5
	城地 1	11				70	1	5	23	157	186	6
	城地 2	11				32		2	7	52	61	2
	城地 3	11				63		2	18	106	126	10
	古久米武田	11				29		3	8	67	78	4
	只越 1	11				81	1		13	185	199	9
	只越 2	11				175		8	34	346	388	18
	成畑	5				10				22	22	1
	高山西	5				15			1	30	31	2
	高山東	5				19				34	34	1
	奥深井	5				15			3	26	29	3
	サウナス大洲	11				15		2	10	27	39	0
小計						1, 193	2	71	252	2, 356	2, 681	112
肱北地区	渡場 1	11	大洲農業高等学校	県総合運動公園	えひめ青少年ふれあいセンター	17		2	6	29	37	4
	渡場 2	11				54		2	5	100	107	12
	渡場 3	11				17			3	30	33	5
	殿町	11				46			4	77	81	10
	西裡	11				37		4	6	80	90	1
	上地藏西	11				49		4	5	77	86	5
	上地藏東	11				35		2	4	61	67	5
	射場	11				64		4	1	118	123	15
	大黒	11				52			8	82	90	8
	恵美須	11				25		1	1	47	49	4
	下地藏	11				35		1	12	63	76	5
	昭和	11				41		4	1	66	71	7
	宮前	11				88		4	12	154	170	3
	駅前	11				87		2	12	137	151	6
	肱川	11				192		15	65	416	496	16
	上山根	11				33			7	58	65	3
	下山根	11				17		1		34	35	4
旭	11	42			3	64	67	6				

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ薬剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
肱北地区	大正	11	大洲農業高等学校	県総合運動公園	えひめ青少年ふれあいセンター	61		2	13	112	127	6
	常磐町 1	11				20			1	40	41	3
	常磐町 2	11				19		1		26	27	2
	常磐町 3	11				19			3	40	43	5
	常磐町 4	11				23			7	49	56	2
	常磐町 5	11				40			6	70	76	4
	常磐町 6	11				52		4	9	99	112	4
	稲澤ハイツ	11				26		1	2	41	44	1
	福間口マンション	11				25		1	10	51	62	1
小計						1,216	0	55	206	2,221	2,482	147
若宮地区	新町 1	11	喜多小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	37		5	7	69	81	3
	新町 2	11				21		2		36	38	4
	新町 3	11				70		3	16	123	142	4
	堀の内 1	11				186		8	30	357	395	30
	堀の内 2	11				135		12	29	233	274	10
	若宮上 1	11				157		8	56	313	377	13
	若宮上 2	11				57		1	15	127	143	7
	若宮中 1	11				32		1		75	76	1
	若宮中 2	11				72		3	19	137	159	4
	若宮下 1	11				109		3	19	217	239	15
	若宮下 2	11				7				11	11	1
	日の出 1	11				143		11	29	260	300	10
	日の出 2	11				89		5	34	202	241	5
	東若宮	11				145		30	106	328	464	4
	国土交通省宿舍第3号	11				18		3	17	35	55	0
	県営大洲東団地	11				32		2	10	68	80	0
	森井マンション	11				24		5	7	53	65	0
	山田マンション	11				16			2	32	34	0
小計						1,350	0	102	396	2,676	3,174	111
五郎地区	五郎 1	10	喜多小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	66	1	5	20	173	199	5
	五郎 2	10				65		2	14	150	166	4
	五郎 3	10				57		2	15	125	142	7
	五郎 4	10				49		2	7	109	118	4
	五郎 5	10				33		2	3	77	82	4
	慶雲寺	10				81		5	11	174	190	4

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
五郎地区	玉川	10	喜多小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	129	1	11	24	273	309	5
小計						480	2	29	94	1,081	1,206	33
田口地区	東大洲	11	大洲北中学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	96		8	34	187	229	2
	白方	11				41		2	8	77	87	7
	多賀	11				36			2	58	60	8
	立岡	11				78	1	3	25	164	193	14
	河内	11				107	1	11	24	210	246	5
	中ヶ市	11				79		4	26	159	189	6
	天満	11				133		12	34	276	322	11
	山根	11				226		13	35	443	491	19
	神宮	11				58		4	4	120	128	4
	西岡	11				51		5	10	97	112	4
	石田口	11				39		1	7	94	102	5
	国土交通省東大洲寮	11				6			3	12	15	1
	国土交通省寮	11				3				3	3	0
	大洲中央病院寮	11				1				1	1	0
	白方市営住宅	11				2				3	3	0
	区外(喜多)	11				26			1	32	33	0
小計						982	2	63	213	1,936	2,214	86
平地区	平坂	11	平小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	98		6	19	192	217	6
	平曾	11				76			12	158	170	6
	平畑	11				58		3	8	133	144	4
	森	11				70			11	144	155	6
	中山西	16				94		3	22	205	230	8
	中山東	16				205		14	51	414	479	5
	野久保	16				38		4	17	83	104	3
	野田	16				264		18	52	511	581	14
	土肥	16				262	1	23	81	602	707	22
	小鳥越	11				202		11	52	459	522	11
	西松ヶ花	11				56		1	20	108	129	4
	城1	16				61		1	12	107	120	7
	城2	16				101	1	7	20	203	231	10
	城3	16				121	2	8	34	243	287	7
	四国電力寮	11				7				8	8	0
	区外(平)	16				3				3	3	0

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ薬剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口						
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数	
小計						1,716	4	99	411	3,573	4,087	113	
平野地区	平野町上	5	平野小学校	—	肱川中学校	16		1	7	44	52	3	
	平野町下	5		県総合運動公園	松山西中等教育学校	24			1	56	57	2	
	広岡	5				9			18	18	2		
	清広	5				6			15	15	1		
	里下	5				25		1	4	50	55	3	
	会心	5				18			33	33	2		
	地藏堂	5				22			4	50	54	1	
	矢の口	5				23			7	44	51	5	
	土井	5				9			22	22	5		
	沼田	5				21			33	33	5		
	保子野	5				29		1	3	65	69	3	
	日浦	5				17			35	35	1		
	本谷日	5				15			36	36	1		
	本谷影	5				16			31	31	3		
	横野	5				9			14	14	1		
	柴谷	5				7			19	19	0		
	大下	5		—	—	大川公民館	39		1	1	75	77	1
	東大下	5				元岩谷小学校	14			24	24	2	
	坂田	5				肱川中学校	50		1	10	98	109	6
	香田	5					78		2	13	169	184	9
	城の下	6				48		3	12	108	123	3	
	矢の地	6				正山自治センター	19			3	57	60	2
	大根	6				元岩谷小学校	38		2	4	81	87	2
	富元	6					33			1	64	65	2
	夜昼	6				7			11	11	1		
	滝の宮	6				大谷自治センター	11			20	20	0	
	鎌の田	6					15			30	30	3	
	明日香	6					旧予子林小学校	270		10	48	520	578
グリーンハイ平野	6	元岩谷小学校	16					4	24	28	2		
小計						904	0	22	122	1,846	1,990	102	
南久米地区	北只	11	南久米公民館	—	河辺小・中学校	269		13	74	572	659	24	
	松尾区	12		河辺農業構造改善センター	57			8	126	134	14		
	下松尾	11		34		1	4	55	60	0			
	梅川	12		河辺地域活性化センター	39			3	70	73	8		

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口						
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数	
南久米地区	長谷	13	南久米公民館	—	河辺中学校	28			1	60	61	6	
	横野	13			河辺ふるさとの宿	10				18	18	5	
	北裏	7			河辺地域活性化センター	12				16	16	3	
	稲積	7			河辺老人福祉センター	43		1	6	99	106	9	
	野佐来	12			河辺ふるさとの宿	81		3	5	155	163	10	
	黒木	12			河辺中学校	23			2	52	54	7	
					小計	596	0	18	103	1,223	1,344	86	
菅田地区	阿部	16	肱東中学校	—	肱川小学校	28		3	7	66	76	4	
	上東	16			旧正山小学校	59		1	9	98	108	5	
	中東	16			肱川公民館	79		4	22	165	191	5	
	下東	16		県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	186		8	31	372	411	16	
	朝日	16				97	1	8	31	218	258	7	
	上町	16		—	肱川小学校	82		11	22	171	204	4	
	中町	16			旧大谷小学校	73		3	12	140	155	8	
	下町1	11				157		6	38	351	395	10	
	下町2	16			旧正山小学校	63		4	14	124	142	2	
	下町3	16				59		2	4	121	127	4	
	西	11				108		5	26	271	302	2	
	富士	11			肱川小学校	51		1	20	136	157	1	
	村島	16			大洲高等学校肱川分校	67		1	9	147	157	6	
	成見	16			肱川農業者トレーニングセンター		39		1	4	82	87	5
	板野	16					41		2	9	99	110	5
	藤の川	16					18		1	4	35	40	2
	譲葉	16					24				59	59	4
	道屋敷	16					22			3	42	45	5
	東	17					3				9	9	0
	天貫	17			特別養護老人ホームかわかみ荘		21				37	37	3
	西谷	16				11			3	21	24	2	
	池田	16				19				41	41	5	
	本郷	11				37		2	8	79	89	6	
	杭瀬	12				9				18	18	1	
	貫小屋	12				9			2	16	18	1	
	野地	11				9	1		3	21	25	2	
	小倉	11		肱川風の博物館			23			2	49	51	4
父	11		29					7	64	71	6		

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ薬剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1 月以上 3 歳未満	3 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	計	避難行動 要支援者数
菅田地区	追打	11	肱東中学校	—	肱川風の博物館	7				12	12	0
	裾野	11				20		2	4	42	48	0
小計						1,450	2	65	294	3,106	3,467	125
大川地区	八河	17	大成小学校	—	旧大成小学校	31			5	65	70	2
	富谷	17				12			18	18	2	
	森山本村	17				33		2	78	80	8	
	東	17				53	2	3	113	118	10	
	根元	17				20		1	40	41	5	
	本谷	17				17			33	33	4	
	満屋敷	17				20			39	39	7	
	丸山	17				21		2	45	47	6	
	日の平	17				18			34	34	3	
	川口	17				15			35	35	2	
	太田	17				13		1	23	24	3	
	宮野	17				9			13	13	0	
	舟原	17				11			19	19	6	
	小石	17				11			1	26	27	0
小計						284	0	2	15	581	598	58
柳沢地区	赤田	14	旧柳沢小学校	県総合運動公園	愛媛県立松山南高等学校	7				11	11	1
	居場	14				15			25	25	2	
	道成	14				20		1	46	47	2	
	本郷	14				29	1	2	57	60	5	
	有久保	15				18	1	1	36	38	1	
	河内	15				19	1	1	36	38	1	
	河向	15				14	1	7	38	46	1	
	藤縄 1	15				13			23	23	4	
	藤縄 2	15				17			37	37	2	
	藤縄 3	15				11			22	22	1	
	藤縄 4	15				10			19	19	2	
	田処西	14				5			9	9	3	
	田処下	14				19			30	30	3	
	向井	14				13		4	28	32	2	
	川上	14				11			26	26	1	
	東	14				13		1	28	29	2	
境	14	8		1	21	22	3					

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口								
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数			
小計						242	0	4	18	492	514	36			
新谷地区	小貝	10	新谷小学校	県総合運動公園	愛媛県民文化会館	68			12	148	160	13			
	都	10				56			7	16	109	132	10		
	中組	15				50			1	10	112	123	6		
	上組	15				69			6	24	146	176	7		
	大久保	15				27			1	3	51	55	3		
	中富久保	15				17					8	40	48	5	
	惣谷	15				49				3	11	114	128	7	
	田合	15				77				7	15	157	179	12	
	山口	16				105				9	21	221	251	6	
	和田1	16				122			1	10	31	245	287	7	
	西和田東	16				29					7	55	62	7	
	西和田西	16				27				1	6	44	51	3	
	古町	15				74				9	31	159	199	9	
	町1番	15				58			1	1	24	122	148	12	
	町2番	15				27					4	10	54	68	4
	町3番	15				17						5	35	40	2
	町4番	15				32					2	5	68	75	3
	川東1	15				43			1	1	2	90	94	0	
	川東2	15				23					3	4	47	54	6
	川東3	15				14						1	38	39	2
	川西	15				64					5	22	148	175	7
	立山	15				16							26	26	4
	麓	15				35					2	11	73	86	8
	喜多山中組	15				44					3	8	98	109	5
	喜多山下組	15				27						4	53	57	4
	二軒茶屋	15				30					2	5	61	68	7
	恋木1番	15				18					1		38	39	2
	恋木2番	15				13							28	28	1
	恋木3番	15				15							24	24	2
	城山	16				20					1	9	44	54	2
	神南	16				19							27	27	3
	東松ヶ花	16				101					9	32	174	215	5
和田2	16	78				1	7	13	172	193	3				
小計						1,464	4	95	350	3,021	3,470	177			

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1 月以上 3 歳未満	3 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	計	避難行動 要支援者数
三善地区	山高	10	三善小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	28			5	70	75	5
	阿寄	10				21			2	38	40	5
	坂本	10				30		1	2	56	59	6
	大谷	10				13				34	34	2
	田辺	10				62			16	155	171	8
	和田下	10				33		3	6	73	82	5
	和田中	10				28			4	57	61	6
	和田上	10				22		1	5	49	55	2
	石橋	10				9				17	17	0
	西山	10				14		1	4	26	31	1
	石仏	10				18			2	37	39	6
	小田	10				8		1		21	22	3
	寿	10				9				15	15	2
	ひえ田	10				10		3	1	15	19	1
	大東	10				7				15	15	2
	峠	10				35		2	2	64	68	7
	多田	10				31			6	56	62	4
小計						378	0	12	55	798	865	65
八多喜地区	上町	9	大洲東中学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	47		2	2	91	95	8
	中町	9				57		4	9	121	134	2
	下町上	9				35		3	6	66	75	6
	下町下	9				65		7	11	134	152	9
	元町1	9				40		2	6	86	94	5
	元町2	9				58		8	27	132	167	8
	岩津	9				43	1	2	4	91	98	6
	湯の子	9				38		1	12	83	96	5
	新町下	9				43			3	76	79	10
	新町中	9				29			1	60	61	2
	新町上	9				46		1	7	107	115	7
	宇山	9				13			2	32	34	3
	家野	9				3			2	8	10	1
	八多浪	9				39			2	103	105	5
	伊州子	9				44			7	96	103	8
	表米津	9				13			1	31	32	2
谷米津	9	36			3	9	92	104	6			

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
八多喜地区	河内	9	大洲東中学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	24		1	2	47	50	1
	中場	9				16			33	33	2	
	田の久保	9				14	1	2	26	29	1	
	本村	9				21			41	41	3	
	森	9				6			16	16	0	
	広岡	9				8			15	15	2	
小計						738	1	35	115	1,587	1,738	102
上須戒地区	河春	4	上須戒小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	18		1	4	33	38	1
	屋敷	4				8			13	13	1	
	折尾	4				16	4	6	33	43	0	
	大宅	4				24	2	6	49	57	2	
	猿谷	4				28	2		64	66	5	
	東峰	4				14		1	23	24	5	
	西峰	4				11			22	22	1	
	初尾	4				16			30	30	4	
	池岡	4				13			25	25	4	
	梶屋敷	4				23	1	2	60	63	7	
	打越	4				20			35	35	2	
	松久保	4				23		1	40	41	4	
	非農家	4				2			3	3	0	
小計						216	0	10	20	430	460	36
長浜地区	仁久 1	8	長浜小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	15			1	21	22	3
	仁久 2	8				26			2	46	48	4
	仁久 3	8				16			2	27	29	1
	長浜 4	8				28			2	48	50	3
	長浜 5	8				11	1	3	26	30	0	
	長浜 6	8				32			59	59	4	
	長浜 7	8				28	1	3	55	59	3	
	長浜 8	8				12		3	28	31	3	
	長浜 9	8				12		8	24	32	0	
	長浜 10	8				16		3	36	39	3	
	長浜 11	8				14		1	21	22	5	
	長浜 12	8				12		1	23	24	4	
	長浜 13	8				23		6	40	46	0	
	長浜 14	8				13		2	26	28	2	

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					避難行動 要支援者数	
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計		
長浜地区	長浜 15	8	長浜小学校	県総合運動公園	愛媛県民文化会館	18			2	35	37	2	
	長浜 16	8				18			1	39	40	2	
	長浜 17	8				25			2	47	49	10	
	長浜 18	8				15				30	30	4	
	長浜 19	8				21				40	40	3	
	長浜 20	8				42			4	17	93	114	0
	長浜 21	8				37	1	1	3	67	72	5	
	長浜 22	8				14				24	24	3	
	長浜 23	8				21				42	42	6	
	長浜 24	8				18				39	39	5	
	長浜 25	8				20			4	31	35	1	
	長浜 26	8				14				25	25	4	
	長浜 27	8				12			1	2	24	27	4
	長浜 28	8				24			1	2	55	58	3
	長浜 29	8				33			1	0	80	81	13
	長浜 30	8				24				48	48	5	
	長浜 31	8				21				3	45	48	3
	長浜 32	8				18				5	28	33	4
	長浜 33	8				25				3	50	53	5
	長浜 34	8				17				31	31	1	
	長浜 35	8				27			1	2	38	41	3
	長浜 36	8				17				2	22	24	5
	長浜 37	8				13			1	3	27	31	0
	長浜 38	8				35				4	57	61	1
	長浜 39	8				27				66	66	3	
	長浜 44	8				13			1	1	25	27	3
	長浜 45	8				4				4	4	0	
	長浜 46	8				19			1	2	40	43	2
	長浜 47	8				35				5	66	71	6
	黒田 48	8				40			2	9	67	78	7
黒田 49	8	21				3	39	42	3				
黒田 50	8	50				6	86	92	3				
今坊 67	8	4				6	6	0					
小計						1,000	1	16	118	1,896	2,031	154	
沖浦地区	沖浦 1 51	2	沖浦公民館	県総合運動公園	愛媛県立松山北高等学校	54		2	9	118	129	5	

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
沖浦地区	沖浦 2 52	2	沖浦公民館	県総合運動公園	愛媛県立松山北高等学校	30		1	4	54	59	3
	沖浦 3 53	2				22		1	1	37	39	7
	沖浦 4 54	2				24		1	6	45	52	2
	沖浦 5 55	2				39		1	6	70	77	8
	沖浦 6 56	2				20			1	38	39	6
	沖浦 7 57	2				30			3	53	56	5
	小浦団地 152	2				117		2	16	206	224	11
小計						336		8	46	621	675	47
今坊地区	今坊 58	8	旧喜多灘小学校	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	4				9	9	2
	今坊 59	8				8				18	18	1
	今坊 60	8				50		4	9	102	115	4
	今坊 61	8				48		3	10	89	102	9
	今坊 62	8				18				45	45	2
	今坊 63	8				16		1	1	35	37	3
	今坊 64	8				14				29	29	3
	今坊 65	8				16				26	26	4
	今坊 66	8				9				18	18	0
小計						183	0	8	20	371	399	28
櫛生・須沢地区	櫛生 68	2	旧櫛生小学校	県総合運動公園	愛媛県立松山東高等学校	18			3	34	37	2
	櫛生 69	2				13				23	23	3
	櫛生 70	2				7				15	15	2
	櫛生 71	2				5				12	12	1
	櫛生 72	2				8		1		20	21	4
	櫛生 73	2				10				16	16	0
	櫛生 74	2				12			1	27	28	1
	櫛生 75	2				11				21	21	3
	櫛生 76	2				19			3	44	47	2
	櫛生 77	2				10				14	14	0
	櫛生 78	2				32		1	4	75	80	6
	櫛生 79	2				21			1	41	42	3
	櫛生 80	2				15			3	30	33	6
	櫛生 81	2				26			3	39	42	6
	櫛生 82	2				0					0	0
	櫛生 83	2				17			1	28	29	0
	櫛生 84	2				0					0	0

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ薬剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
櫛生・須沢地区	須沢 85	2	旧櫛生小学校	県総合運動公園	愛媛県立松山東高等学校	33		2	8	66	76	2
	須沢 86	2				15				30	30	3
小計						272	1	3	27	535	566	44
出海地区	出海 87	1	出海公民館	県総合運動公園	愛媛県県民文化会館	34			2	75	77	8
	出海 88	1				29		2	7	60	69	2
	出海 89	1				39		2	4	70	76	5
	出海 90	1				23		1	3	54	58	3
	出海 91	1				18	1		1	40	42	0
	出海 92	1				36			1	70	71	5
	出海 93	1				30		1	6	58	65	9
小計						209	1	6	24	427	458	32
大和地区	下須戒 94	2	大和小学校	県総合運動公園	愛媛県立松山中央高等学校	84	1	8	21	184	214	12
	下須戒 95	3				82	1	6	20	180	207	9
	下須戒 96	3				56			8	148	156	10
	下須戒 97	3				18			2	49	51	4
	下須戒 98	3				24			3	53	56	1
	下須戒 99	3				43			6	78	84	5
	大和団地 153	3				20		4	21	41	66	1
	穂積 100	2				3				10	10	0
	穂積 101	2				6				11	11	0
	穂積 102	2				29			1	54	55	6
	上老松 103	8				43	1	2	3	86	92	7
	上老松 104	8				35		2	3	67	72	3
	上老松 105	8				12				24	24	8
	大越 106	8				6				12	12	1
小計						461	3	22	88	997	1,110	67
豊茂地区	豊茂 107	3	旧豊茂小学校	県総合運動公園	愛媛県総合教育センター	22				49	49	2
	豊茂 108	3				4			6	6	0	
	豊茂 109	3				12		1	17	18	2	
	豊茂 110	3				15			3	33	36	1
	豊茂 111	3				16		1	30	31	3	
	豊茂 112	3				16	1	1	27	29	2	
	豊茂 113	3				19			1	35	36	5
	豊茂 114	3				30		2	4	74	80	5
	豊茂 115	3				9				20	20	0

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	計	避難行動 要支援者数
豊茂地区	豊茂 116	3	旧豊茂小学校	県総合運動公園	愛媛県総合教育センター	9			17	17	1	
	豊茂 117	3				27		1	6	52	59	5
	豊茂 118	3				9				16	16	1
	豊茂 119	3				13				19	19	6
小計						201	1	6	14	395	416	33
白滝地区	白滝 1 120	9	白滝小学校	県総合運動公園	愛媛県生活文化センター	15			32	32	1	
	白滝 2 121	9				29		2	3	62	67	4
	白滝 3 122	9				29		1	6	50	57	5
	白滝 4 123	9				18				36	36	1
	白滝 5 124	9				32		2	3	67	72	4
	白滝 6 125	9				42				81	81	11
	白滝 7 126	9				18				37	37	3
	白滝 8 127	9				33		1	1	80	82	4
	白滝 9 128	9				31		1	1	70	72	2
	白滝 10 129	9				16			2	42	44	0
	戒川 130	9				7				15	15	1
	戒川 131	9				11				21	21	2
	戒川 132	9				10				20	20	2
	戒川 133	9				8				16	16	2
	戒川 134	9				6				11	11	1
	戒川 135	9				14				25	25	2
	戒川 136	9				2				4	4	0
	大越 137	9				1				3	3	0
	柴 139	9				16		1	7	49	57	2
	柴 140	9				13			1	23	24	1
	柴 141	9				15			1	31	32	0
	柴 142	9				43		2	1	69	72	4
	柴 143	9				14				32	32	2
	柴 144	9				8		1	3	21	25	1
	柴 145	9				4		1	3	12	16	0
	柴 146	9				16				30	30	5
	柴 147	9				51			1	63	64	6
	柴 148	9				34		2	12	90	104	4
	柴 149	9				9		1		28	29	0
	柴 150	3	旧柴小学校				2		6	6	1	

自主防災組織名	行政区名	避難 区画 番号	一時集結場所 (安定ヨウ素剤配布場所)	避難先施設		世帯数	人 口					
				避難経由所	施設名		新生児	1 月以上 3 歳未満	3 歳以上 13 歳未満	13 歳以上	計	避難行動 要支援者数
白滝地区	柴 151	3	旧柴小学校	県総合運動公園	愛媛県生活文化センター	1				2	2	1
小計						548	0	15	45	1,128	1,188	72
合計						18,155	27	873	3,389	36,649	40,938	2,098

4 避難に関する情報伝達

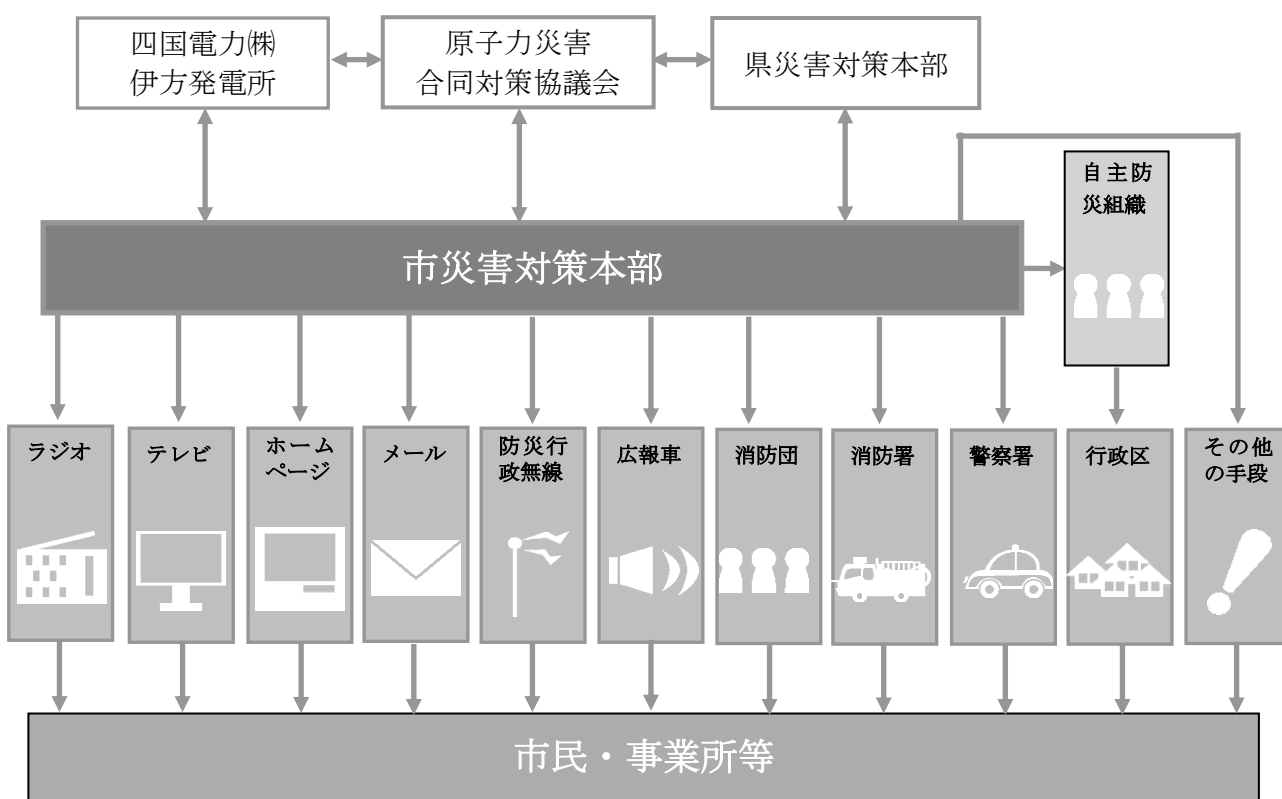
伊方発電所の事故、災害の状況等必要な情報のほか、避難準備指示、避難指示、屋内退避指示等が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行うものとする。

4-1 住民等への情報伝達

(1) 広報体制

市防災行政無線のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。

(広報例文は資料編に掲載する。)



(2) 広報内容等

① 広報時機

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時環境モニタリングの結果がまとまった場合
- 屋内退避、避難準備、住民避難等を要請する場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

② 広報事項

市は、次の事項について広報を実施するものとする。

- 事故等(災害及び被害)の状況に関すること。
- 市及び関係機関の対応状況に関すること。
- 屋内退避、避難準備、避難等指示に関すること。
(対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等)
- その他(注意事項等)

4-2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制の確保に努める。なお、専用電話を備えた窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により周知する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理、発信を行う。

《住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき事項》

- ① 迅速かつ的確に広報、指示伝達すること
- ② 事実を正確、簡潔、明瞭に伝えること
- ③ あいまいな情報を広報しないこと
- ④ 特定地域を対象とする内容でも、必要により全域を対象として広報すること
- ⑤ 重要事項については、複数の情報伝達手段により広報すること
- ⑥ 状況に変化がない場合も、不安解消のため、一定時間ごとに広報すること

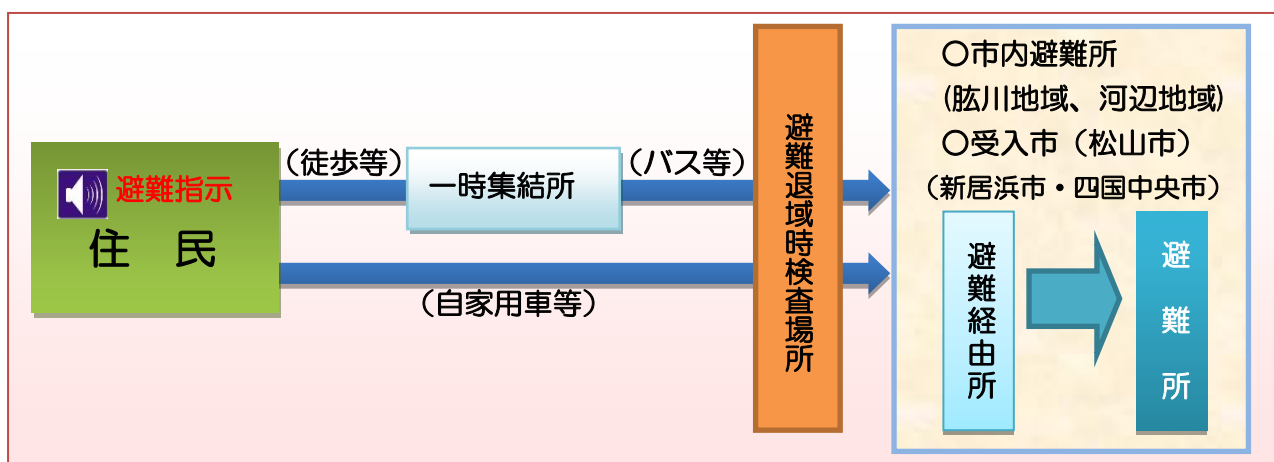
5 住民の避難体制

国や県から避難等に係る指示等連絡があり、また、独自の判断により、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象区域に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施するものとする。

避難手段については、住民の自家用車のほか、県等が手配したバスや鉄道等の公共手段、又は防災関係機関の車両やヘリコプター等により避難するものとする。

広域避難に係る避難市町と受入自治体との調整は、原則、県が実施するものとする。

5-1 避難の流れ



※ 避難退域時検査場所は、放射性物質が放出された後に避難開始した場合に必要となる。県内主要避難ルートに複数箇所設置して、避難退域時検査を行い、必要があれば、簡易除染等を行う。

5-2 一時集結所等

一時集結所は自主防災組織単位に1箇所設定する。当面は、資料編8-1に記載のとおりとし、今後の避難体制等を考慮し、随時見直しを行うものとする。避難に至る流れの中で、一時集結所の果たすべき役割は次のとおりとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配布

住民は、全面緊急事態に至った後、原子力規制委員会が必要性を判断し、県又は市の配布、服用の指示が発令された時点で、一時集結所において安定ヨウ素剤を受け取るものとする。

(2) 屋内退避指示発令時

住民は、家屋の構造や複合災害時の被災状況等により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合は、一時集結所において屋内退避を実施する。

(3) 避難指示発令時

県、市の手配するバス等により広域避難を実施する住民は、自宅等から一時集結所に集合する。

5-3 広域避難場所及び避難経由所

広域避難場所は原則として、「大洲市内の30km圏外(肱川地域、河辺地域)」、「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経由所を愛媛県総合運動公園とし、愛媛県総合運動公園が使用できない場合に備え、複数の避難経由所を検討するものとする。

避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経由所に移動する。

地震、津波等の被害により「大洲市内の30km圏外(肱川地域、河辺地域)」、「松山市」に避難できない場合は、「新居浜市」、「四国中央市」へ避難する。新居浜市、四国中央市への避難先は今後調整する。

避難退域時検査場所は、避難経由所までの経路に設置されるものであり、避難車両は、必ず避難退域時検査を受け、必要があれば除染等の措置を受けるものとする。

5-4 避難(輸送)経路

(1) 一時集結所、幹線道路から避難経由所、広域避難所へは、愛媛県広域避難計画に基づいた避難推奨ルートの基本とする。

※ 各地区からの一時集結場所、幹線道路までの経路は指定しない。

(2) 避難指示又は避難準備指示等の発令が見込まれる段階で、災害の状況や候補となる道路の状況、避難先の選定状況を踏まえ、県警察本部等と調整を行い、幹線道路、高速道路を主体として避難ルートを決定するものとする。

(3) 避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経由所に移動する。

①旧大洲市(その他地区)の避難経路：国道56号→高速道路→国道33号

②旧大洲市(新谷・柳沢地区)の避難経路：国道56号→県道23号→国道33号

③旧大洲市(菅田地区)の避難経路：国道197号

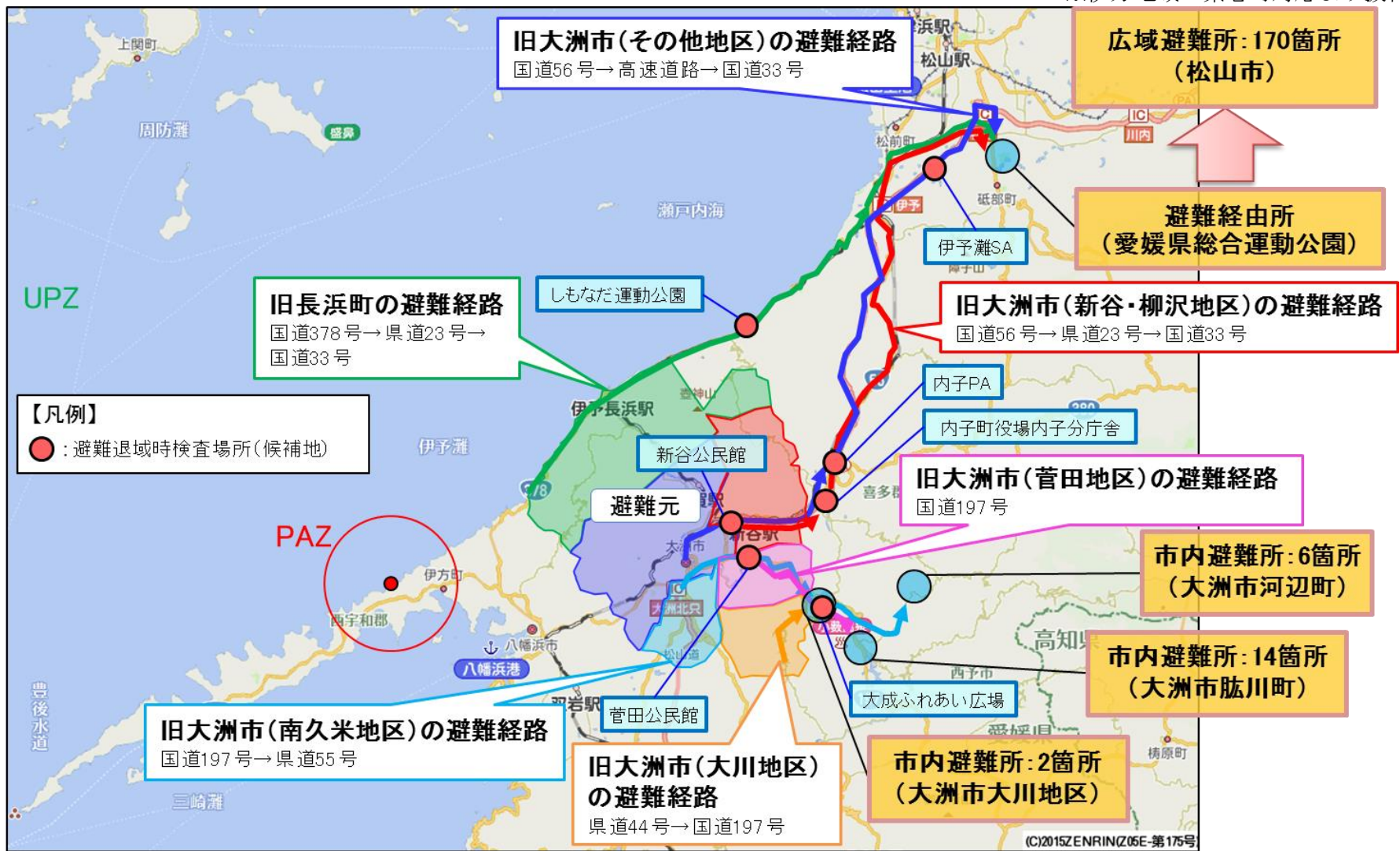
④旧大洲市(大川地区)の避難経路：県道44号→国道197号

⑤旧大洲市(南久米地区)の避難経路：国道197号→県道55号

⑥旧長浜町の避難経路：国道378号→県道23号→国道33号

【大洲市におけるUPZ圏内からの避難先までの主な経路】

※伊方地域の緊急時対応より抜粋



5-5 児童・生徒等への対応

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の児童、生徒等は、施設敷地緊急事態段階（Bレベル）で、保護者の迎え又はスクールバス等により帰宅させる。

保護者との連絡が取れない児童、生徒等は、施設から教職員等と一緒に避難し、避難経由所で保護者に引き渡すものとする。

なお、登校中等において原子力災害が発生し、避難指示等が出されたときの対応は、「2-2 緊急事態区分に応じた防護措置」に基づく対応とする。

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアルを策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めておくものとする。

5-6 外国人への対応

外国人に対して、伊方発電所での事故の状況、避難指示等、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、やさしい日本語や外国語を用いて適切に情報提供を行うものとする。

5-7 一時滞在者(観光客等)への対応

市は、一時滞在者(観光客等)に対して、伊方発電所での事故やトラブル等について、報道機関や観光関連団体等を通じて適切に情報提供を行うものとする。

一時滞在者(観光客等)は、警戒事態の段階で宿泊先に帰還する等、帰宅準備を行い、市から住民に対して屋内退避指示（全面緊急事態：Cレベル）が発令された段階で市外に退去するものとする。

また、滞在場所に避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

5-8 避難誘導、確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次の要領により実施するものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で大洲警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象地域の確認等を調整するとともに、大洲地区広域消防事務組合に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に市職員を配置し、対象地域の消防団員及び自主防災組織と連携し、住民等の避難状況を確認する。

消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(3) 自家用車での避難についての対応

市は、平常時から自主防災組織等の避難方法と一時集結所（自主防災組織単位）、避難経路所、広域避難所（松山市等）について周知を図る。

また、市が指定する避難所以外に避難した住民は、市災害対策本部に電話又はメールにより滞在先を報告することの周知徹底を図る。

避難指示が発令され、自家用車で直接避難を行う住民には、必ず避難経路所に立ち寄るよう周知徹底する。

この場合、市は住民に対して、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう啓発を行うものとする。

(4) バス等による避難についての対応

自家用車での避難が困難な住民は、一時集結所に集合するものとする。

一時集結所に配置した市職員は、集合した住民の数を市災害対策本部に報告する。

市災害対策本部は、一時集結所にバス等を配車し、集合した住民を集団で避難経路所に移送する。

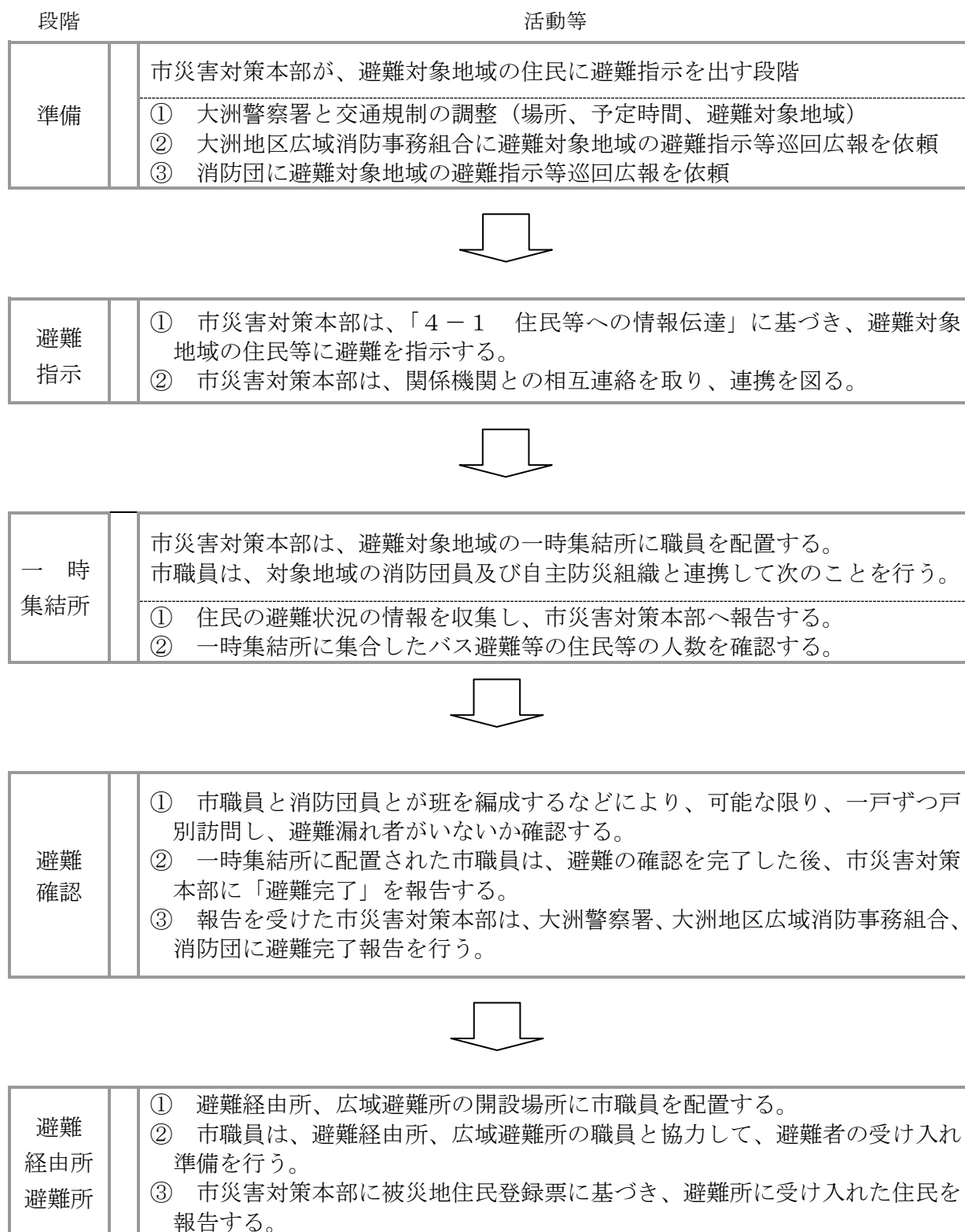
(5) 避難対象地域の避難実施の確認方法

市職員及び消防団員は協力し、可能な限り戸別訪問を実施し避難の完了を確認する。

(6) 避難報告

市職員及び消防団員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

【避難の誘導、確認の概要】



6 要配慮者に対する避難支援等

愛媛県広域避難計画 第5章 要配慮者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難については、社会福祉施設入所者は社会福祉施設へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移動を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力さける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。

6-1 在宅要配慮者の避難

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

大洲地区広域消防事務組合
大洲市消防団
大洲警察署
大洲市社会福祉協議会
大洲市民生児童委員協議会
各地区自主防災組織（自治会）

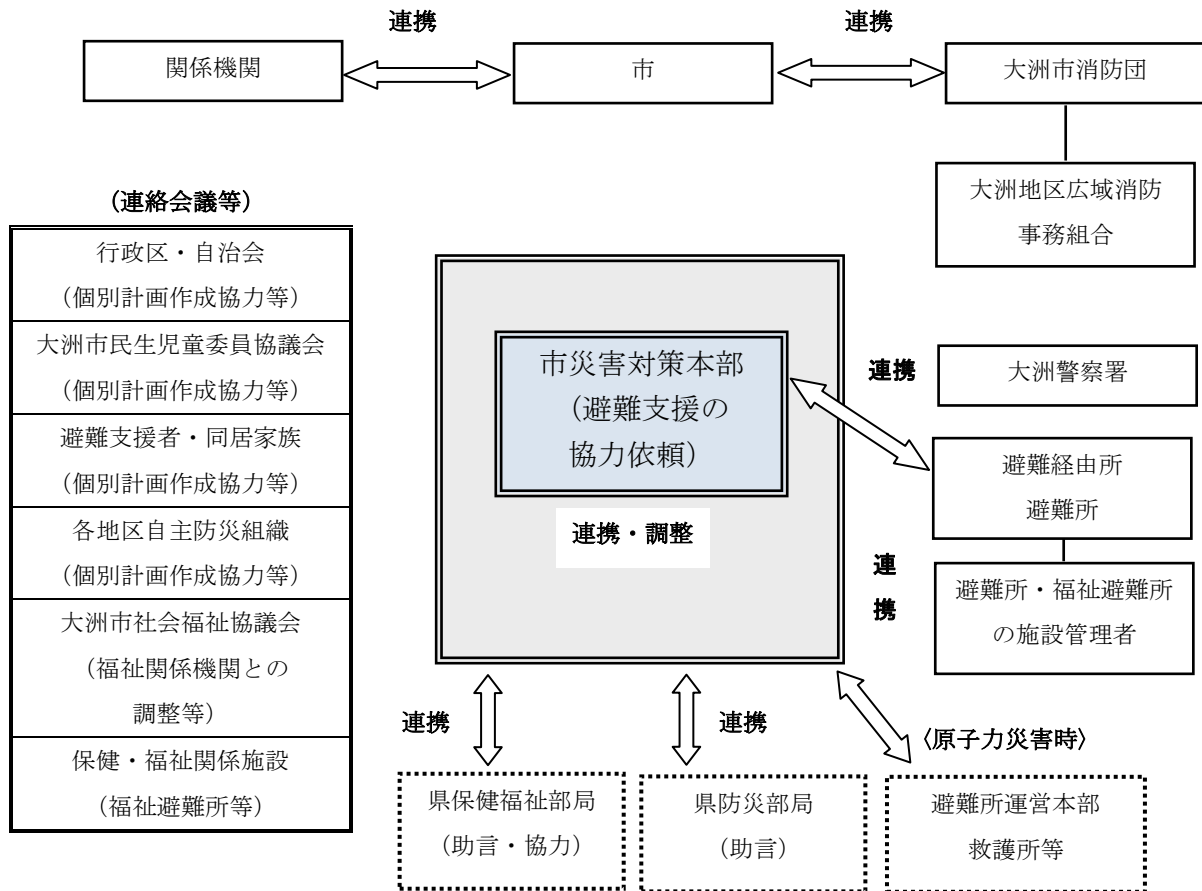
(2) 在宅要配慮者の避難支援体制

大洲市「要配慮者支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。

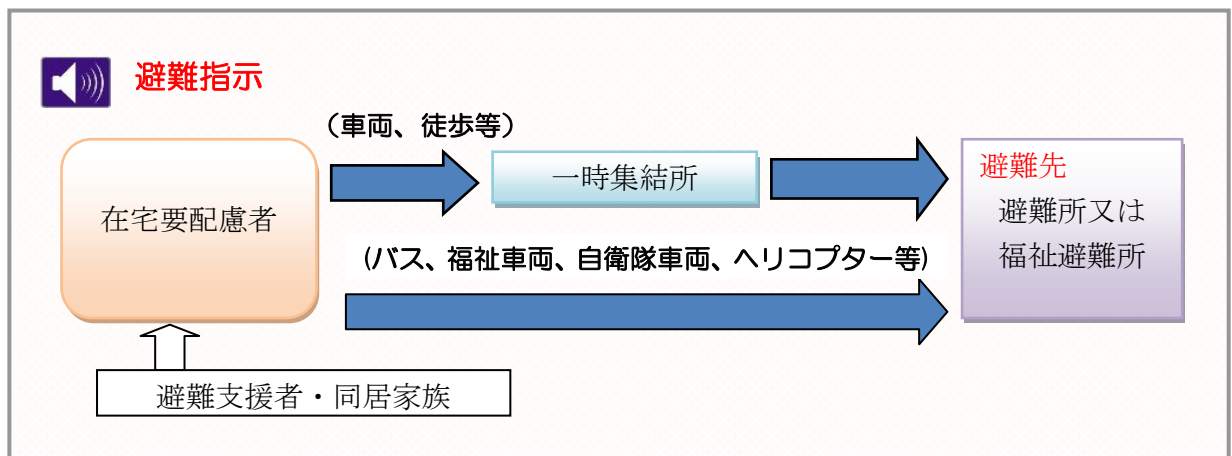
特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部は、避難指示を出す段階で、輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

【情報共有機関及び避難協力機関】



【在宅要配慮者の避難の流れ】



※在宅要配慮者のうち、自力で避難可能な者及び支援者の同行により避難可能な者は、自家用車又は支援者の車両等で避難所へ移動する。

※在宅要配慮者のうち支援者がいない者については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、屋内退避や一時移転等の支援を行う。

6-2 在宅要配慮者の状況

要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、市災害対策本部は要配慮者のニーズに合わせて、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等と調整し、要配慮者の避難生活を支援する。

なお、在宅要配慮者の地区別の状況は、「避難指示区域別行政区一覧」に記載のとおりである。

6-3 要配慮者施設の避難体制

(1) 要配慮者施設の状況

市内の要配慮者施設は、資料編に掲載のとおりである。

避難先の施設については、避難先自治体に協力を求め、市内施設に対し、できる限り情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が取れる体制を整え、受入態勢の円滑化を図る。

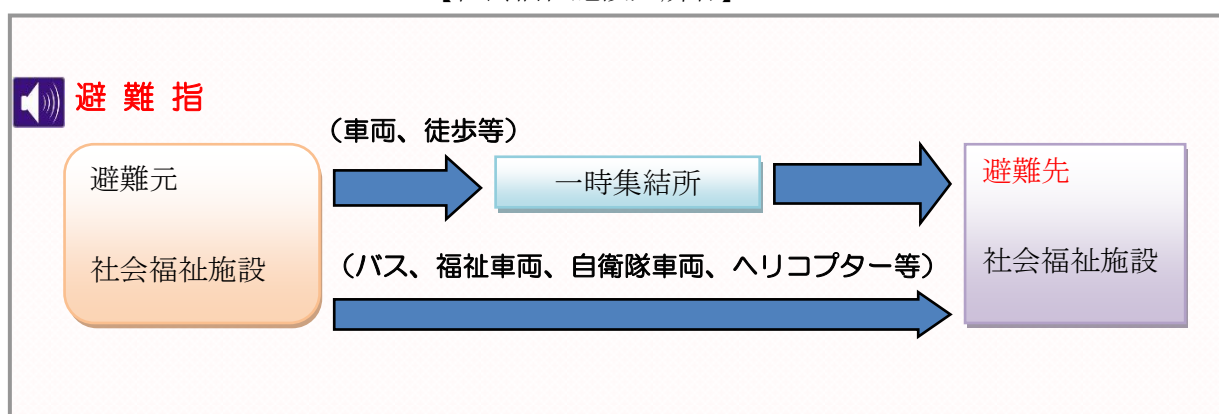
(2) 要配慮者施設の避難

施設入居者の避難方法、避難先については、愛媛県広域避難計画の「第5章要配慮者の避難体制」を基本とする。

社会福祉施設入所者については、各施設の計画に基づき、あらかじめ定められた避難先へ避難等を行う。

なお、何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部で受入先を調整する。

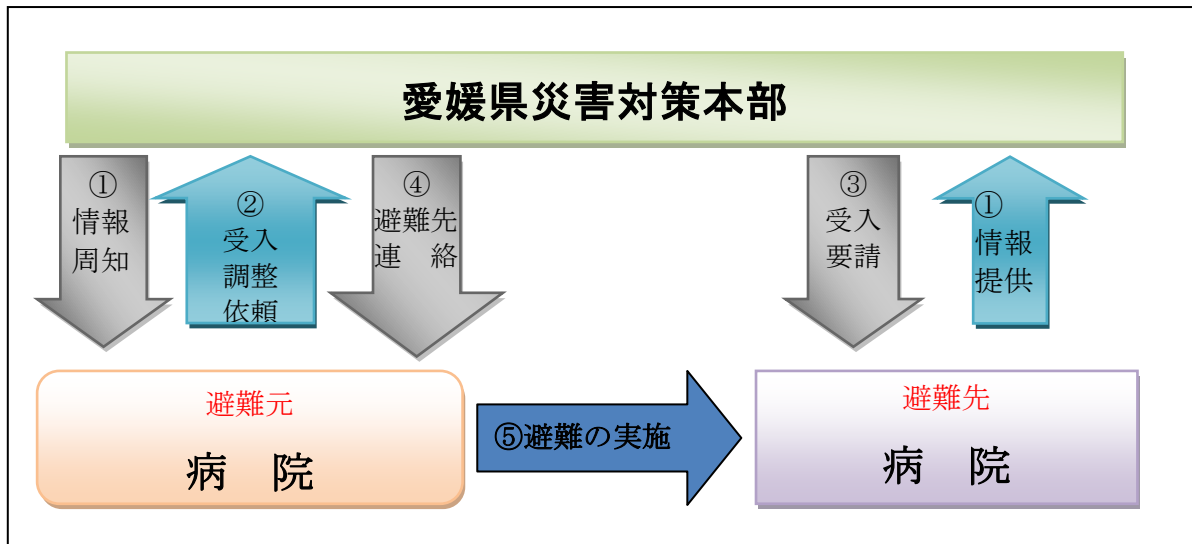
【社会福祉施設入所者】



※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合を除き、避難準備情報が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

避難等防護措置が必要になった場合には、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

【病院等入院患者】



7 避難住民の支援体制等

国や受入自治体等と連携し、避難先での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整えるものとする。

7-1 市内における避難所等の開設、運営等

(1) 開設・運営等

- ① 避難所等の開設は、県からの要請を受けて、本市が行うものとする。
- ② 避難者の受入業務は、肱川支所・河辺支所が主体的に対応する。
- ③ 避難所の運営業務は、各避難所に市職員を順次派遣し、支所職員と一緒に対応するが、避難住民、ボランティア等による避難所の自主運営に移行するものとする。
- ④ 避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

(2) 緊急物資の確保

- ① 避難所の食糧や毛布等緊急物資については、国や関係事業者等に要請し、迅速に確保するものとする。
- ② 大量の食糧や毛布等の緊急物資を関係機関及び他地域から迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国と連携しながら、あらかじめ体制を整えておくものとする。

7-2 市外における避難所及び避難経由所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

- ① 避難所、避難経由所の開設は、県が避難所等の開設や運営等を避難先の自治体に要請し、受入自治体が行うものとする。
- ② 住民避難に際しては、市職員が避難経由所や避難所等へ住民と同行するとともに、受入自治体と避難住民のパイプ役を担うものとする。
- ③ 避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ市職員を順次派遣し、受入自治体から市職員に避難所運営の移管を完了させるものとする。この場合、避難住民、市職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行するものとする。
- ④ 避難所の施設管理自体は、避難所の運営体制にかかわらず施設管理者が引き続き行うものとする。

(2) 緊急物資の確保

- ① 避難所の食糧や毛布等緊急物資については、国や関係事業者、受入自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。
- ② 大量の食糧や毛布等の緊急物資を関係機関及び他地域から迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国と連携しながら、あらかじめ体制を整えておくものとする。

7-3 福祉避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営

- ① 福祉避難所の開設は、県が開設や運営等を避難先の自治体に要請し、受入自治体が行うものとする。
- ② 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

(2) 要配慮者のケア

- ① 要配慮者のケアについては、在宅要配慮者については家族が、社会福祉施設等入所者については各施設職員が中心となって行うものとする。
- ② ケア要員の不足が想定されることから、国や受入自治体等に要請し、受入地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

- ① 要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）について、国や関係事業者、受入自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。
- ② 大量の資機材・物資の支援を関係機関及び他地域等から迅速かつ円滑に受け入れられるよう、国と連携しながら、あらかじめ体制を整えておくものとする。

7-4 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7-5 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的に負担となり、健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前の生活の中で継続した医師の治療が必要な人や常備薬を日常から服用している市民など、医療機関に入院するほどではないが、継続した医療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で避難所担当職員が避難住民の生活確認を行い、医師会の協力を得て、避難所の巡回検診の実施や各医療診察機関と連携し、医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、県保健所と連携のもと、保健師を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアを行う。

8 資料編

8-1 一時集結所

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	避難区域	施設名	所在地	電話番号	収容可能人数	延床面積	建築年	構造	集結自主防災組織名	方位	距離	備考
1	1	出海公民館	大洲市長浜町出海甲 1264-1	53-0013	360	732	昭和 41 年	鉄骨	出海地区自主防災組織	北東	13	
2	2	沖浦公民館	大洲市長浜町沖浦丙 2192-3	52-0530	130	515	平成 9 年	鉄筋コンクリート	沖浦地区自主防災組織	北東	20	
3	2	旧櫛生小学校体育館	大洲市長浜町櫛生乙 141	53-0012	320	640	平成 4 年	鉄骨	櫛生・須沢地区自主防災組織	北東	15	
4	2・3・8	旧大和小学校体育館	大洲市長浜町下須戒甲 669-5	52-0622	150	313	昭和 37 年	鉄筋コンクリート	大和地区自主防災組織	北東	20	
5	3	旧豊茂小学校体育館	大洲市豊茂甲 532	57-0302	270	552	昭和 61 年	鉄骨	豊茂地区自主防災組織	東北東	16	
6	3・9	柴体育館	大洲市柴甲 595	54-0303	360	732	平成 7 年	鉄筋コンクリート	白滝地区自主防災組織	東北東	21	
7	4	旧上須戒小学校体育館	大洲市上須戒甲 1511	26-0049	340	680	昭和 56 年	鉄筋コンクリート	上須戒地区自主防災組織	東北東	18	
8	5・6	平野小学校体育館	大洲市平野町平地 47	24-2326	340	680	平成 6 年	鉄筋コンクリート	平野地区自主防災組織	東	19	
9	5・11	久米小学校体育館	大洲市阿蔵甲 636	24-2312	390	790	平成 4 年	鉄筋コンクリート	久米地区自主防災組織	東	20	
10	7・11・12・13	南久米公民館	大洲市北只 58	24-2208	140	509	昭和 56 年	鉄筋コンクリート	南久米地区自主防災組織	東	21	
11	8	長浜小学校体育館	大洲市長浜甲 190	52-0073	250	505	昭和 39 年	鉄骨	長浜地区自主防災組織	北東	20	
12	8	旧喜多灘小学校体育館	大洲市長浜町今坊甲 1154	52-1367	290	584	昭和 57 年	鉄骨	今坊地区自主防災組織	北東	24	

No	避難区域	施設名	所在地	電話番号	収容可能人数	延床面積	建築年	構造	集結自主防災組織名	方位	距離	備考
13	9	白滝小学校体育館	大洲市白滝甲 557-2	54-0302	260	525	昭和 52 年	鉄筋コンクリート	白滝地区自主防災組織	北東	22	
14	9	大洲東中学校体育館	大洲市八多喜町甲 1225	26-0046	440	881	平成 25 年	鉄骨	八多喜地区自主防災組織	東北東	23	
15	10	三善小学校体育館	大洲市春賀甲 1888	26-0047	340	680	平成 3 年	鉄筋コンクリート	三善地区自主防災組織	東北東	23	
16	10・15・16	新谷小学校体育館	大洲市新谷町甲 190-2	25-0803	340	680	昭和 57 年	鉄筋コンクリート	新谷地区自主防災組織	東	27	
17	11	大洲小学校体育館	大洲市大洲 711	24-2532	420	843	平成 16 年	鉄筋コンクリート	肱南地区自主防災組織	東	21	
18	11	喜多小学校体育館	大洲市若宮 332	24-4565	440	899	昭和 50 年	鉄筋コンクリート	若宮地域自主防災組織 五郎地区自主防災組織	東	22	
19	11	大洲農業高等学校体育館	大洲市東大洲 15	24-3101	540	1,080	昭和 49 年	鉄筋コンクリート	肱北地区自主防災組織	東	22	
20	11	大洲北中学校体育館	大洲市東大洲 69	24-2227	610	1,235	昭和 47 年	鉄骨	田口地区自主防災組織	東	22	
21	11・16	平小学校体育館	大洲市徳森 2600	25-3558	260	532	昭和 51 年	鉄骨	平地区自主防災組織	東	25	
22	11・12・16・17	肱東中学校体育館	大洲市菅田町菅田甲 1790	25-2910	360	720	昭和 55 年	鉄筋コンクリート	菅田地区自主防災組織	東	25	
23	14・15	旧柳沢小学校体育館	大洲市柳沢甲 760	25-0886	340	680	昭和 62 年	鉄筋コンクリート	柳沢地区自主防災組織	東北東	28	
24	17	旧大成小学校体育館	大洲市森山甲 726-1	27-0278	340	680	昭和 62 年	鉄筋コンクリート	大川地区自主防災組織	東	30	

8-2 関係機関連絡先

(1) 大洲市

名 称	所在地	連絡先	備考
大洲市役所	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111 (代表)	
大洲市役所危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-1742 (課直通)	

(2) 国・愛媛県

名 称	所在地	連絡先	備考
愛媛県オフサイトセンター	西予市宇和町卯之町 5-175-3	0894-62-1686	
原子力規制庁伊方原子力規制事務所	八幡浜市北浜一丁目 3-37 (八幡浜市役所内)	0894-23-2215	
県民環境部防災局原子力安全対策課	松山市一番町四丁目 4-2	089-912-2340 (課直通)	
県民環境部防災局防災危機管理課	松山市一番町四丁目 4-2	089-912-2335 (課直通)	
保健福祉部管理局医療対策課	松山市一番町四丁目 4-2	089-912-2445 (課直通)	
南予地方局総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	
南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜一丁目 3-37	0894-22-4111	
南予地方局大洲土木事務所	大洲市田口甲 425-1	0893-24-5121	
愛媛県原子力センター	八幡浜市保内町宮内 1-485-1	0894-20-6610	

(3) 関係市町

名 称	所在地	連絡先	備考
八幡浜市総務課危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜一丁目 1-1	0894-22-3111 (代表)	
西予市危機管理課	西予市宇和町卯之町三丁目 434-1	0894-62-6491 (課直通)	
宇和島市危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-49-7006 (課直通)	
伊予市危機管理課	伊予市米湊 820	089-982-1111 (代表)	
伊方町総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211 (代表)	
内子町総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-6150 (課直通)	
松山市危機管理課	松山市二番町四丁目 7-2	089-948-6815 (担当直通)	
新居浜市防災安全課	新居浜市一宮町一丁目 5-1	0897-65-1282 (課直通)	
四国中央市消防本部安全・危機管理課	四国中央市下柏町 750	0896-23-6613 (課直通)	

(4) 原子力事業者

名 称	所在地	連絡先	備考
四国電力(株)伊方発電所 広報課	西宇和郡伊方町九町 3-40-3	0894-39-1701	
四国電力(株)大洲営業所	大洲市若宮 535-2	0893-24-2135	

(5) 警察・消防機関

名 称	所在地	連絡先	備考
大洲地区広域消防事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119 (代表)	
大洲地区広域消防事務組合長浜支署	大洲市長浜甲 461-1	0893-52-0119 (代表)	
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111 (代表)	
大洲警察署 中央交番	大洲市大洲 636-1	0893-24-3498	
大洲警察署 菅田駐在所	大洲市菅田町菅田甲 1972	0893-25-4000	
大洲警察署 新谷駐在所	大洲市新谷乙 1403-5	0893-25-0710	
大洲警察署 八多喜駐在所	大洲市八多喜町甲 64-2	0893-26-0101	
大洲警察署 平野駐在所	大洲市西大洲甲 5-14	0893-24-2411	
大洲警察署 森山駐在所	大洲市森山甲 1104-5	0893-27-0300	
大洲警察署 長浜交番	大洲市長浜甲 1030-113	0893-52-1015	
大洲警察署 大和駐在所	大洲市長浜町下須戒甲 1738-1	0893-52-2706	

(6) 自衛隊

名 称	所在地	連絡先	備考
陸上自衛隊第 14 特科隊	松山市梅本町乙 115	089-975-0911	
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	

(7) 道路・交通機関

名 称	所在地	連絡先	備考
四国地方整備局大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	0893-24-5185	
四国運輸局愛媛運輸支局総務企画課	松山市森松町 1070	089-956-9957	
松山海上保安部警備救難課	松山市海岸通 2426-5	089-951-1197	
四国旅客鉄道(株)伊予大洲駅	大洲市中村 119	0893-24-2319	

四国旅客鉄道(株)伊予長浜駅	大洲市長浜甲 1030	0893-52-0156	
伊予鉄南予バス(株)大洲営業所	大洲市西大洲甲 577	0893-24-3148	
伊予鉄南予バス(株)長浜営業所	大洲市長浜甲 594	0893-52-0403	
宇和島自動車(株)大洲営業所	大洲市平野町野田 3361-1	0893-24-2171	
肱南観光バス(株)	大洲市東大洲 1134	0893-25-0045	
愛媛県トラック協会 八幡浜・大洲地区トラック協会	大洲市北只 769	0893-23-4699	
日本通運(株)松山支店西予営業所	大洲市北只 1503-7	0893-59-1800	

(8) 気象台

名 称	所在地	連絡先	備考
松山地方気象台防災業務課	松山市北持田町 102	089-933-3610	

(9) 放送・通信機関

名 称	所在地	連絡先	備考
日本放送協会松山放送局	松山市堀之内 5	089-921-1111	
南海放送(株)	松山市本町 1-1-1	089-951-3333	
(株)テレビ愛媛	松山市真砂町 119	089-943-1111	
(株)エフエム愛媛	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	
(株)あいテレビ	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	
(株)愛媛朝日テレビ	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	
(株)ケーブルネットワーク西瀬戸	大洲市徳森 248	0893-25-0212	
西日本電信電話(株)愛媛支店	松山市一番町 4-3	089-936-3570	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国支社	高松市サンポート 2-1	087-832-2141	
KDDI(株)愛媛支店	松山市大街道 3-2-3	089-941-0077	
ソフトバンクモバイル(株) 中四国技術部	広島市中区鞆町 13-11 (明治安田生命広島鞆町ビル)	082-224-2346	
大洲郵便局	大洲市大洲 728-1	0893-24-3350	
伊予長浜郵便局	大洲市長浜甲 281-3	0893-52-1011	

(10) 医療機関

名 称	所在地	連絡先	備考
日本赤十字社愛媛県支部事務局	松山市一番町 4-4-2 (愛媛県庁内)	089-921-8603	
(一社)愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	
(一社)愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4331	
(一社)愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	
(公社)愛媛県看護協会	松山市道後 2-11-14	089-923-1287	
(社)喜多医師会事務局	大洲市徳森 2632-3	0893-25-3090	

(11) 公共の団体

名 称	所在地	連絡先	備考
大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲 270-1 (大洲市総合福祉センター内)	0893-23-0313	
大洲市社会福祉協議会長浜支所	大洲市長浜甲 489-1 (大洲市長浜体育館内)	0893-52-1194	
大洲商工会議所	大洲市大洲 694-1	0893-24-4111	
長浜町商工会	大洲市長浜甲 1030-3	0893-52-0312	
大洲市観光協会	大洲市大洲 649-1 (大洲まちなちの駅あさもや)	0893-24-2664	
愛媛たいき農業協同組合本所	大洲市東大洲 198	0893-24-4181	
愛媛たいき農業協同組合長浜支所	大洲市長浜甲 1028	0893-52-1211	
長浜町漁業協同組合	大洲市長浜甲 1021	0893-52-1146	
肱川漁業協同組合	大洲市柚木 1034-3	0893-24-2410	
大洲市森林組合本所	大洲市菅田町菅田甲 1954-42	0893-25-4030	
大洲市森林組合長浜支所	大洲市長浜町下須戒甲 1883	0893-52-1255	

8-3 関係医療機関

(1) 原子力災害拠点病院

名称	所在地	連絡先	備考
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地 638	0894-22-3211 (代表)	
県立中央病院	松山市春日町 83	089-947-1111 (代表)	
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川 454	089-964-5111 (代表)	
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	089-924-1111 (代表)	

(2) 原子力災害医療協力機関

名称	所在地	連絡先	備考
公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町 2233	0896-58-3515	
県立新居浜病院	新居浜市本郷 3-1-1	0897-43-6161	
県立今治病院	今治市石井町 4-5-5	0898-32-7111	
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1-1	0895-25-1111	
西条市立周桑病院	西条市壬生川 131	0898-64-2630	
久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万 65	0892-21-1120	
市立大洲病院	大洲市西大洲甲 570	0893-24-2151	
市立西予市民病院	西予市宇和町永長 147-1	0894-62-1121	
鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永 445-1	0895-45-3400	
県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲 2433-1	0895-72-1231	
愛媛県医師会	松山市三番町 4丁目 5-3	089-943-7582	
愛媛県歯科医師会	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371	
愛媛県看護協会	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287	
愛媛県薬剤師会	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎末 2丁目 3番 40号	089-921-8603	
愛媛県診療放射線技師会	松山市道後樋又 8-29	089-989-4941	
愛媛県災害リハビリテーション連絡協議会	—	—	

(3) 高度被ばく医療支援センター

名 称	所在地	連絡先	備考
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所	千葉県稲毛区穴川 4-9-1	043-251-2111 043-206-3189(緊急被ばく医療ダイヤル)	
広島大学病院	広島市南区霞一丁目 2-3	082-257-5398(高度救命救急センター) 082-257-5586(緊急被ばく医療センター)	

(4) 市内医療機関 (喜多医師会所属医療機関)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	避難 区域	名 称	所在地	電話番号	病床数	方位	距離	備考
1	5	市立大洲病院	大洲市西大洲甲 570	24-2151	150	東	20	協力 機関
2	8	石村病院	大洲市長浜甲 176	52-0275	75	北東	21	
3	11	平成病院	大洲市柚木 811-1	24-2138	267	東	23	
4	11	大洲中央病院	大洲市東大洲 5	24-4551	198	東	22	
5	11	大洲記念病院	大洲市徳森 1512-1	25-2022	95	東	26	
6	11	喜多医師会病院	大洲市徳森 2632-3	25-0535	207	東	25	
7	16	神南診療所	大洲市新谷乙 1186-1	25-7720	19	東	27	

※入院施設

8-4 市内高齢者施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	避難区域	名称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
1	1	グループホームパートナーハウスたんぽぽ	大洲市長浜町出海乙 4	50-1135	北東	14	
2	8	グループホーム春の風	大洲市長浜甲 570	52-2711	北東	21	
3	8	グループホームやまと	大洲市長浜町下須戒 13-8	52-0319	北東	21	
4	9	介護老人保健施設長浜ひまわり	大洲市柴甲 1422-3	59-7220	東北東	22	
5	9	大洲市養護老人ホームさくら苑	大洲市柴甲 1402-3	59-7010	東北東	22	
6	9	小規模特別養護老人ホーム清祥会ひまわり	大洲市柴甲 595-1	54-0500	東北東	22	
7	9	グループホーム白雲	大洲市白滝甲 669-4	54-0123	東北東	22	
8	10	グループホームはるか	大洲市春賀甲 1666-1	26-1165	東北東	24	
9	11	グループホームやすらぎの家	大洲市西大洲甲 525	24-5855	東	20	
10	11	グループホーム阿蔵の森	大洲市阿蔵甲 1961-4	59-0777	東	22	
11	11	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合とみす寮	大洲市大洲 810-1	23-0210	東	21	
12	11	軽費老人ホームケアハウスとみす寮	大洲市大洲 810-1	23-0210	東	21	
13	11	サポートシステム龍星	大洲市柚木 580-1	23-1167	東	22	
14	11	グループホーム龍星	大洲市柚木 587-1	23-1165	東	22	
15	11	介護付き有料老人ホーム空海の里	大洲市柚木 752-1	23-0210	東	23	
16	11	ウェルフェア大洲	大洲市中村 853-1	23-1173	東	22	
17	11	老人保健施設フレンド	大洲市東大洲 39	23-5100	東	23	
18	11	大洲市老人福祉センター	大洲市東大洲 270-1	23-0312	東	23	
19	11	養護老人ホーム大洲市清和園	大洲市市木 1218	25-5336	東	24	
20	11	特別養護老人ホーム希望ヶ丘荘	大洲市菅田町菅田丙 495-34	25-3101	東	25	
21	11	小規模多機能型居宅介護施設 亀の郷	大洲市松尾 465-1	57-6150	東	22	
22	11	グループホーム楽生苑	大洲市松尾 465-1	57-6150	東	22	
23	12	小規模特別養護老人ホーム札掛の里	大洲市野佐来 479	23-4351	東	22	

No	避難 区域	名 称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
24	16	介護老人保健施設ひまわり	大洲市徳森 1508-1	25-2713	東	26	
25	16	グループホーム銀河	大洲市徳森 1477-1	25-3785	東	26	
26	16	グループホーム星城	大洲市徳森 1790-3	25-2425	東	26	
27	16	グループホーム春のうらら	大洲市新谷乙 917-1	25-6753	東	27	
28	16	複合型介護施設キネマ	大洲市新谷乙 537-1	23-9564	東	26	

※入所施設

8-5 市内障がい者施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	避難区域	名称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
1	8	S a. おいでや	大洲市長浜町下須戒甲 321-2	57-6608	東	20	共同生活援助
2	10	障害者支援施設大洲ホーム	大洲市春賀甲 1688	26-1216	東北東	24	施設入所支援 生活介護、短期入所
3	11	夢コーポ	大洲市中村 318-2	24-3360	東	19	共同生活援助
4	11	グループホームのぞみ	大洲市中村 257-1	24-0308	東	22	共同生活援助
5	11	グループホームのぞみⅡ	大洲市常磐町 53	24-0308	東	22	共同生活援助
6	11	大洲市立大洲学園	大洲市市木 1005-1	25-2025	東	24	施設入所支援 生活介護
7	11	大洲育成園	大洲市市木 1215	25-5251	東	24	施設入所支援 短期入所、生活介護、就労継続支援 (B型)

※入所施設

【救護施設】

No	避難区域	名称	所在地	電話番号	方位	距離	備考
1	11	社会福祉法人大洲幸楽園	大洲市西大洲甲 911-1	24-3075	東	20	

8-6 市内保育所施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

No	避難区域	名称	所在地	電話番号	定員	方位	距離	備考
1	8	大和保育所	大洲市長浜町下須戒 8-2	59-3755	60	北東	21	
2	8	長浜保育所	大洲市長浜甲 466	52-0453	60	北東	21	
3	9	白滝保育所	大洲市白滝甲 192-1	54-0203	30	東北東	22	
4	9	粟津保育所	大洲市八多喜町甲 1253	26-0220	40	東北東	23	
5	10	三善保育所	大洲市春賀甲 1182	26-0162	30	東北東	24	
6	10	五郎保育園	大洲市五郎甲 45	23-4478	70	東	22	法人
7	11	大洲保育所	大洲市大洲 810-1	24-2919	103	東	21	
8	11	南久米保育所	大洲市北只 411	24-3754	40	東	21	
9	11	喜多保育所	大洲市中村 462-2	24-2749	85	東	22	
10	11	肱南保育所	大洲市柚木 340-21	24-3104	60	東	22	
11	11	大洲乳児保育所	大洲市田口甲 2530-1	24-4418	60	東	22	法人
12	11	肱北保育所	大洲市東大洲 85-1	24-3188	105	東	23	
13	11	徳森保育所	大洲市徳森 2632-32	25-4020	115	東	25	
14	15	新谷保育所	大洲市新谷町甲 259-1	25-0600	120	東	27	
15	16	認定こども園 悠園	大洲市徳森 2217-41	25-3936	79	東	26	
16	16	菅田保育所	大洲市菅田町菅田甲 1806-2	25-5163	110	東	26	
17	17	大成保育所	大洲市森山甲 729-1	27-0706	20	東	31	

8-7 市内幼稚園、小学校、中学校、高等学校施設（平成29年4月1日現在）

No	避難区域	名称	所在地	電話番号	定員※	方位	距離	備考
1	5	平野幼稚園	大洲市平野町平地 28	23-2889	70	東	19	
2	5	久米幼稚園	大洲市阿蔵甲 579-1	23-2796	70	東	20	
3	5	平野小学校	大洲市平野町平地 47	24-2326	72	東	19	
4	5	久米小学校	大洲市阿蔵甲 636	24-2312	146	東	20	
5	5	平野中学校	大洲市平野町野田 50	24-3309	40	東	19	
6	8	私立長浜幼稚園	大洲市長浜町下須戒甲 493	52-0018	30	北東	21	法人
7	8	長浜小学校	大洲市長浜甲 190	52-0073	204	北東	21	
8	8	長浜中学校	大洲市長浜甲 1	52-0303	137	北東	21	
9	8	県立長浜高等学校	大洲市長浜甲 480-1	52-1251	60	北東	21	
10	9	白滝小学校	大洲市白滝甲 557-2	54-0302	10	東北東	22	
11	9	栗津小学校	大洲市八多喜町甲 1101	26-0140	69	東北東	23	
12	9	大洲東中学校	大洲市八多喜町甲 1225	26-0046	55	東北東	23	
13	10	三善小学校	大洲市春賀甲 1888	26-0047	32	東北東	24	
14	11	大洲幼稚園	大洲市大洲 715	24-3565	105	東	21	
15	11	喜多幼稚園	大洲市東大洲 85-1	24-2266	140	東	23	
16	11	喜多小学校	大洲市若宮 332	24-4565	579	東	22	
17	11	大洲小学校	大洲市大洲 711	24-2532	291	東	22	
18	11	平小学校	大洲市徳森 2600	25-3558	241	東	25	
19	11	菅田小学校	大洲市菅田町菅田甲 703	25-2909	182	東	26	
20	11	大洲南中学校	大洲市大洲 1005	24-2211	224	東	22	
21	11	大洲北中学校	大洲市東大洲 69-1	24-2227	410	東	23	
22	11	帝京科学大学 帝京富士中学校	大洲市柚木 947	24-6335	20	東	23	法人
23	11	県立大洲高等学校	大洲市大洲 737	24-4115	200	東	21	

No	避難 区域	名称	所在地	電話番号	定員 ※	方位	距離	備考
24	11	県立大洲農業高等学校	大洲市東大洲 15-1	24-3101	80	東	22	
25	11	帝京科学大学 帝京富士高等学校	大洲市柚木 947	24-6335	150	東	23	法人
26	16	認定こども園 愛媛帝京幼稚園	大洲市新谷甲 181	25-0602	200	東	28	法人
27	16	新谷小学校	大洲市新谷町甲 190-2	25-0803	213	東	27	
28	16	肱東中学校	大洲市菅田町菅田甲 1790	25-2910	109	東	26	
29	16	新谷中学校	大洲市新谷甲 260-1	25-0056	95	東	27	
30	16	帝京科学大学 帝京第五高等学校	大洲市新谷甲 233	25-0511	830	東	28	法人

※小・中学校は児童・生徒の実人数 ※幼稚園・高校は定員数

8-8 広域避難所一覧（松山市・大洲市）

【松山市】

（平成29年4月1日現在）

	施設名	所在地	施設電話番号	屋内有効面積 (㎡)	収容人員 (人)	屋外面積	備考
1	愛媛県研修所体育館	松山市東野4丁目乙225	089-977-2122	662	330	2,714	
2	愛媛県身体障がい者福祉センター	松山市道後町2丁目12-11	089-924-2101	2,900	1,450	5,900	
3	愛媛県障がい者更生センター	松山市道後町2丁目12-11	089-925-2013	2,268	1,130	5,510	
4	愛媛県農林水産研究所	松山市上難波甲311	089-993-2020	452	220	5,000	
5	テクノプラザ愛媛 本館	松山市久米窪田町337-1	089-960-1100	1,243	620	10,214	
6	テクノプラザ愛媛 別館	松山市久米窪田町487-2	089-960-1110	175	80	6,937	
7	愛媛県総合運動公園	松山市上野町乙46	089-963-3211	5,958	2,970	169,982	
8	愛媛県総合教育センター	松山市上野町甲650	089-963-3111	771	380	12,293	
9	えひめ青少年ふれあいセンター	松山市上野町甲650	089-963-3166	5,450	2,720		
10	愛媛県民文化会館	松山市道後町2丁目5-1	089-923-5111	43,525	21,760		
11	愛媛県生活文化センター	松山市北持田町139-2	089-933-1369	2,540	1,270		
12	愛媛県立松山東高等学校	松山市持田町2丁目2-12	089-943-0187	1,248	620	13,518	
13	愛媛県立松山南高等学校	松山市末広町11-1	089-941-5431	1,266	630	11,687	
14	愛媛県立松山北高等学校	松山市文京町4-1	089-925-2161	1,472	730	16,491	
15	愛媛県立松山中央高等学校	松山市井門町1220	089-957-1022	1,164	580	24,186	
16	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1	089-931-8195	1,146	570	11,720	
17	愛媛県立松山西中等教育学校	松山市久万ノ台1485-4	089-922-8931	1,176	580	21,807	
18	愛媛県立松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	607	300	5,510	
合計					36,940		

【大洲市】

	施設名	所在地	施設電話番号	屋内有効面積	収容人員	屋外面積	備考
1	大川公民館	大洲市森山甲 437-1	0893-27-0200	180	90		
2	旧大成小学校	大洲市森山甲 726-1	0893-27-0278	1,570	785	4,300	
3	県立大洲高等学校肱川分校	大洲市肱川町宇和川 3395	0893-34-2501	320	160		
4	元岩谷小学校	大洲市肱川町山鳥坂 3744-1		480	240	3,200	
5	肱川公民館	大洲市肱川町山鳥坂 73	0893-34-2307	360	180		
6	肱川小学校	大洲市肱川町山鳥坂 527-1 み	0893-34-2160	1,000	500	3,500	
7	肱川中学校	大洲市肱川町山鳥坂 282	0893-34-2003	900	450	4,500	
8	肱川農業者トレーニングセンター	大洲市肱川町宇和川 3386	0893-34-2033	780	390		
9	正山自治センター	大洲市肱川町名荷谷 1884-2	0893-34-3116	120	60		
10	旧正山小学校	大洲市肱川町名荷谷 1750	0893-34-3108	1,460	730	1,900	
11	大谷自治センター	大洲市肱川町大谷 2945-1	0893-34-2133	140	70		
12	旧大谷小学校	大洲市肱川町大谷 2660	0893-34-2661	1,195	598	2,400	
13	旧予子林小学校	大洲市肱川町予子林 1957	0893-34-2170	1,185	593	4,600	
14	肱川風の博物館	大洲市肱川町予子林 99-1	0893-34-2181	420	210		
15	特別養護老人ホームかわかみ荘	大洲市肱川町山鳥坂 2800	0893-34-2655	560	280		
16	河辺小学校	大洲市河辺町植松 674	0893-39-2016	860	430	1,800	
17	河辺中学校	大洲市河辺町河都 375	0893-39-2524	860	430	6,100	
18	河辺老人福祉センター	大洲市河辺町植松 428	0893-39-2222	240	120		
19	河辺農業構造改善センター	大洲市河辺町横山 2177	0893-39-2810	400	200	400	
20	河辺ふるさとの宿	大洲市河辺町三嶋 134	0893-39-2211	380	190	1,000	
21	河辺地域活性化センター	大洲市河辺町北平 1203	0893-39-2812	200	100	1,100	
合計					6,806		

8-9 避難時輸送車両(平成29年4月1日現在)

	配置先	所管課	メーカー	車名	車種	区分	定員	輸送人員	用途	適用	備考
1	大洲	子育て支援課	日産	シビリアン	自家用乗合	バス	35	34	保育所バス	なかよし2号(菅田・下新谷)	子ども用
2	大洲	財政契約課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	29	28	市バス	市バス(市内外)	
3	大洲	子育て支援課	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	25	24	保育所バス	なかよし1号(柳沢・田処)	子ども用
4	大洲	教育総務課	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	あらまじ号(柳沢・田処)	
5	大洲	教育総務課	日野	リエッセツター	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	つばさ号(大成)	
6	大洲	教育総務課	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	ほたる号(柳沢・田処)	
7	大洲	教育総務課	トヨタ	コミュニーター	自家用乗合	マイクロバス	15	14	スクールバス	くらかわ号(蔵川)	
8	大洲	教育総務課	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	29	28	スクールバス	あきば号(上須戒)	
9	大洲	教育総務課	トヨタ	コースター	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	くすのき1号(南久米)	
10	大洲	教育総務課	トヨタ	コースター	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	ふだかけ号(南久米)	
11	大洲	教育総務課	日野	リエッセII	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	おおなる号(大成)	
12	大洲	教育総務課	トヨタ	コミュニーター	自家用乗合	マイクロバス	14	13	スクールバス	いづま号(上須戒)	
13	大洲	教育総務課	トヨタ	コミュニーター	自家用乗合	マイクロバス	14	13	スクールバス	いずし号(上須戒)	
14	大洲	老人福祉センター	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	29	28		愛媛県内	
15	大洲	老人福祉センター	日産	シビリアン	自家用乗合	マイクロバス	29	28		ふれあい号(上須戒・平野・蔵川・南久米)	
16	大洲	子育て支援課	トヨタ	ハイエース	自家用乗合	ワゴン	22	21	保育所		子ども用
17	大洲	財政契約課	日産	セレナ	小型乗用	ワゴン	8	7			
18	大洲	財政契約課	日産	セレナ	小型乗用	ワゴン	8	7			
19	大洲	教育総務課	トヨタ	ハイエース	普通乗用	ワゴン	10	9	スクールバス	とみす号	
20	大洲	教育総務課	ホンダ	ステップワゴン	小型乗用	ワゴン	8	7			
21	大洲	保健センター	ホンダ	ステーションワゴン	小型乗用	ワゴン	8	7			
22	大洲	清和園	日産	セレナ	小型乗用	ワゴン	7	6			
23	大洲	大洲学園	トヨタ	ハイエース	普通乗用	ワゴン	10	9			
24	大洲	大洲学園	日産	セレナ	小型乗用	ワゴン	8	7			
25	大洲	大洲病院	ホンダ	ステーションワゴン	小型乗用	ワゴン	8	7			
小計							472	447			

	配置先	所管課	メーカー	車名	車種	区分	定員	輸送人員	用途	適用	備考
1	長浜	子育て支援課	日産	シビリアン	自家用乗合	バス	37	36	保育所バス	長浜全域	子ども用
2	長浜	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	29	28	スクールバス	長浜1号(豊茂)	
3	長浜	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	34	33	スクールバス	長浜2号(戒川・白滝)	
4	長浜	教育総務課	日野	リエッセII	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	しば号(柴)	
5	長浜	教育総務課	トヨタ	コミュニーター	自家用乗合	マイクロバス	15	14	スクールバス	とよしげ号(豊茂)	
6	長浜	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	33	32	スクールバス	きたなだ号(喜多灘)	
7	長浜	教育総務課	日野	リエッセII	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	やまと1号(下須戒)	
8	長浜	教育総務課	日野	リエッセII	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	やまと2号(下須戒・上老松)	
9	長浜	長浜支所	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	24	23	市バス	まごころ号(市内外)	
10	長浜	長浜支所	トヨタ	ステーションワゴン	小型乗用	ワゴン	8	7			
11	長浜	さくら苑	日産	セレナ	小型乗用	ワゴン	8	7			
小計							266	255			
1	肱川	肱川支所	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	25	24		市バス(市内外)	
2	肱川	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	33	32	スクールバス	正山ゆめ号(正山)	
3	肱川	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	33	32	スクールバス	正山きぼう号(正山)	
4	肱川	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	33	32	スクールバス	あおぞら(大谷)	
5	肱川	教育総務課	三菱	ローザ	自家用乗合	マイクロバス	33	32	スクールバス	よこはやし(予子林)	
6	肱川	肱川支所	トヨタ	ハイエースワゴン	普通乗用	ワゴン	10	9			
7	河辺	教育総務課	トヨタ	コースター	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	河辺1号(河辺全域)	
8	河辺	教育総務課	日野	リエッセツー	自家用乗合	マイクロバス	26	25	スクールバス	河辺2号(河辺全域)	
9	河辺	河辺支所	日野	リエッセ	自家用乗合	マイクロバス	29	28	無償バス	無償バス(河辺全域)	
10	河辺	河辺支所	トヨタ	コースター	自家用乗合	マイクロバス	27	26	患者輸送バス	患者輸送バス(河辺全域)	
11	河辺	河辺支所	トヨタ	ハイエース	自家用乗合	マイクロバス	15	14		代替バス(河辺～肱川間)	
12	河辺	河辺支所	日野	リエッセ	自家用乗合	マイクロバス	29	28	市バス	市バス(市内外)	
13	河辺	河辺支所	トヨタ	ハイエース	普通乗用	ワゴン	10	9			
小計							329	316			
合計							1,067	1,018			

8-10 広報文例・メール配信文例

市は、災害の状況に応じて、次の例文を参考に広報を行うものとする。

なお、現地での広報車等による広報（屋内退避、避難時）もこの例文に準じるものとする。

※ [○] 部分については、災害の状況に応じて必要な広報内容に置き換えるものとする。

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

(1) Aレベル 「警戒事態」段階

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

こちらは、防災大洲市役所です。

本日、午前（午後） 時 分、伊方原子力発電所で、「（発電所からの報告にもとづき作成）」とする事故が発生しました。

市は、災害対策本部を設置し、事故の状況など、詳しい情報の収集にあたっています。

[現在、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異状は認められません。]

[放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。]

市民のみなさんが、特別な行動をとる必要はありませんが、無用な外出は控え、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退去をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、帰宅の準備をお願いします。

今後、新たな情報が入り次第、お知らせします。

今後の市の情報に十分注意してください。

（3回繰り返し）

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況（天候、風向）

(2) 災害対策本部設置時の広報

こちらは、防災大洲市役所です。

大洲市では伊方原子力発電所の事故に関して、災害対策本部を設置しました。

[現在のところ、敷地周辺から放射性物質が外部に漏れたという情報はなく、また、環境放射線を監視しているモニターにも異状は認められません。]

[放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されましたが、健康への影響はありません。]

市民の皆さんが、特別な行動をとる必要はありません。

引き続き、無用な外出は控え、落ち着いて防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後は、[およそ〇分毎に] 防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況 (天候、風向)

(3) Bレベル 「施設敷地緊急事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、防災大洲市役所です。

伊方原子力発電所で発生した事故状況についてお知らせします。

「 (発電所からの報告にもとづき事故状況の概要を作成) 」

[が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。]

[原子力発電所の事故は、まだ、収まってはいませんが、現在のところ、施設周辺の放射線量率は、 $0 \mu\text{Sv/h}$ を示しています。]

今後、屋内退避や避難が必要になることが想定されます。

市民の皆さんは、外出を控え、テレビ、ラジオなどで状況を確認してください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退去をお願いします。

保育所、幼稚園、小、中、高等学校の児童、生徒は、帰宅しますので、保護者の方は、自宅での受入をお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。

高齢者、体の不自由な方は、早めの避難準備を行ってください。

今後の市の情報に十分注意してください。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 気象状況 (天候、風向)

(4) Cレベル 「全面緊急事態」段階

※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、防災大洲市役所です。

ただいま、伊方原子力発電所〇号機で事故が発生しています。

現在のところ、(放射性物質は外部に漏れていません。)

(施設周辺の放射線量率は、 $〇 \mu\text{Sv/h}$ を示しています。)

大洲、長浜地域の皆さんは、自宅に退避してください。

自宅の窓やドアを閉めて、換気扇、エアコンを止めて外気を遮断してください。

外から帰ってきた人は、顔や手を洗い、うがいをしてください。

あわてずに避難の準備を始めてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後の市の指示に十分注意してください。

※安定ヨウ素剤を配布しますので、自主防災組織単位で指定している一時集結所に取り
に来てください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退去してください。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 事故状況
- 対応状況
- 避難の準備
- ※ 安定ヨウ素剤配布

(5) 国の原子力緊急事態宣言発令時の広報

国の原子力緊急事態宣言発令時の広報は、原則として、国本部が作成した広報文に基づいて広報を行うものとし、状況に変化が無くても定期的に広報をするものとする。

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、防災大洲市役所です。

伊方原子力発電所の事故に関して、〇〇時〇〇分、国が原子力緊急事態宣言を発出しました。

市民の皆さんが、特別な行動をとる必要はありませんが、引き続き、無用な外出は控え、落ち着いて防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後は、[およそ〇分毎に] 防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。
なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 原子力緊急事態発令
- 発出時間
- 今後の注意事項

(6) O I L 運用上の介入レベル 「避難指示」段階
※ゆっくり、はっきり、落ち着いて放送すること。

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは、防災大洲市役所です。

ただいま、伊方発電所〇号機で事故が発生しています。

放射性物質の放出に伴い、〇〇地域の皆さんは、非常時持出品を確認し、あわてずに避難してください。その他の地域の皆さんは、屋内退避を続けてください。

【安定ヨウ素剤服用指示の場合】

〇〇地域の皆さんは、避難の際、安定ヨウ素剤を配布しますので、自主防災組織単位で指定している一時集結所に取りに来ててください。

自家用車で、自主避難する方は、県総合運動公園に避難をしてください。

(避難の途中、〇〇〇で避難退域時検査を受けてください。)

バスで避難される方は、〇〇〇(指定している一時集結所)に集合してください。

〇〇地域以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

テレビ、ラジオなどで状況を確認して、今後の市の指示に十分注意して、あわてず、落ち着いて行動してください。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 避難施設、一時集結所の明示
- 避難にあたっての注意点
- 安定ヨウ素剤配布、服用指示事項
- 避難退域時検査実施場所における検査の協力
- 事故状況
- 対応状況

(防災行政無線はサイレン吹鳴)
こちらは、防災大洲市役所です。

伊方原子力発電所の事故に伴い、高速道路や一般道路で交通規制を実施しています。
警察の指示により落ち着いて運転してください。
なお、混雑を避けるため、無用な外出や車の運転は、なるべく控えてください。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

【メール配信等による追記事項】

- 規制する道路
- 規制開始の時間
- 規制上の注意事項

(7) 交通規制の実施時の広報

(8) 避難・退避の解除時の広報

(防災行政無線はサイレン吹鳴)
こちらは、防災大洲市役所です。

〇〇時〇〇分、伊方原子力発電所の事故は復旧し、緊急事態は解除されました。

市民のみなさんの避難・退避は必要なくなりました。
交通機関等が正常に戻るまでには、時間がかかりますので、関係機関の指示に従い、
落ち着いて行動してください。

今後の情報にも十分注意してください。
困ったことがありましたら、大洲市災害対策本部へご連絡ください。

(3回繰り返し)

防災大洲市役所からのお知らせでした。

8-11 環境放射線測定地点(大洲市内)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

名 称	設置施設名	住 所
四電周辺モニタリングポスト大洲	大洲市庁舎	大洲 690 番地 1
県モニタリングポスト長浜	肱川あらし展望公園	長浜甲 785 番地
県モニタリングポスト柴	市養護老人ホームさくら苑	柴甲 1402 番地 3
県モニタリングポスト平野	八幡浜・大洲地区総合運動公園	平野町野田乙 1651 番地
電子線量計今坊	喜多漁港	長浜町今坊 2054 番地
電子線量計田処	田処ふれあい広場	田処甲 214 番地第 1
電子線量計戒川	戒川ふれあい広場	戒川乙 903 番地
電子線量計下須戒	郷 3 号公園	長浜町下須戒 9 番地 7
電子線量計柳沢	柳沢ふれあい広場	柳沢甲 753 番地 2
電子線量計櫛生	櫛生ふれあい広場	長浜町櫛生乙 141 番地
電子線量計八多喜	大洲東中学校	八多喜町甲 1225 番地
電子線量計豊茂	豊茂ふれあい広場	豊茂甲 532 番地
電子線量計喜多山	旧新谷公民館無喜多山分館用地	喜多山乙 297 番地 2
電子線量計五郎	五郎大谷公園	五郎字大谷 2709 番地
電子線量計上須戒	上須戒ふれあい広場	上須戒甲 1511 番地
電子線量計新谷	農村環境改善センター	新谷乙 1507 番地 3
電子線量計東大洲	市総合福祉センター	東大洲 270 番地 1
電子線量計宇津	池田集会所	菅田町宇津甲 1196 番地 1
電子線量計大竹	父集会所	菅田町大竹乙 1014 番地 4
電子線量計平地	平野公民館平地上分館	平野町平地 3655 番地
電子線量計北只	国立大洲青少年交流の家	北只 1086 番地
電子線量計森山	大成ふれあい広場	森山甲 726 番地 1
電子線量計野田	明日香集会所	平野町野田乙 687 番地 109
電子線量計野佐来	南久米ふれあい広場	野佐来 479 番地
電子線量計蔵川	蔵川ふれあい広場	蔵川甲 239 番地

8-12 非常時持出品チェックリスト

チェックリスト

■ 持ち出すことが必要なもの

【貴重品】

現金	
預金通帳	
印鑑	
運転免許証	
健康保険証	

【情報収集用品】

携帯電話	
携帯電話充電器	
携帯用ラジオ	
予備電池	

【その他個人で必要なもの】

医薬品	
乳児用ミルク	
筆記用具	
マスク	
生理用品	

持ち出すことが必要なもの



■ 持ち出した方が便利なもの

懐中電灯	
防寒具	
おやつ(子ども用)	
傘などの雨具	

持ち出した方が便利なもの



8-13 住民避難カード（様式：暫定版）

本様式は、今後、関係機関と調整のうえ、決定するものとする。

（広域避難所名 _____）

No. _____

大洲市避難者カード

①	世帯代表者氏名					住所 電話 ()	
②	入所日時	年 月 日 時 分					
	家族	ふりがな氏名	年齢	性別	要配慮者	避難 退域時 検査	
				男女			
				男女			
				男女		親族等 連絡先	住所 氏名 電話
				男女			
				男女		車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー
				男女			
注意 点	※注意※ 避難した人だけ書いてください。 (ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があ ったらお書きください。)						
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏 名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する 予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分				登録	*
	退所先 住所 氏名 電話					退所	*

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡してください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所（〇〇町〇〇丁まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
 (プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

(広域避難所名 _____)

No. _____

大洲市避難者カード（記入例）

①	世帯代表者氏名	大洲 太郎				住所	大洲市大洲 690-1
②	入所日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分					電話
	家	ふりがな 氏名	年齢	性別	要配慮者	地区名 (行政区名)	肱南地区 (大洲8区)
		おおず たろう 大洲 太郎	60	男			
		おおず はなこ 大洲 花子	58	女			
		おおず いちろう 大洲 一朗	22	男			
	族	おおず うめ 大洲 うめ	85	女	○	避難 退域時 検査	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済 ・ 未済
				男		親族等 連絡先	住所 氏名 電話
				女			
				男		車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー
			女				
	《注意》避難した人だけ書いてください。						
注意点	(ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があ ったらお書きください。) うめ 右足が不自由（できれば車椅子必要）						
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏 名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する 予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	

④	退所日時	年 月 日	時 分	登録	*
	退所先 住所 氏名 電話			退所	*

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡しください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所（〇〇町〇〇丁まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

【避難対象者名簿】（様式：暫定版）

番号	行政区	(ふりがな) 氏名	性別	年齢	住所	行政確認欄			
						安定 ヨウ 素剤	バス 乗車	確認 日時	確認 者
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									

※リストは、一時集結所ごとに事前作成のこと。

※定期的な更新を行うこと。

8-14 ヘリポート候補地一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

名 称	所 在 地	駐機数	位 置 (緯 度)	(経 度)
大洲南中学校運動場	大洲 1005	1	N33 度 30 分 08 秒	E 132 度 32 分 45 秒
平野小学校運動場	平野町平地 47	1	N33 度 29 分 39 秒	E 132 度 31 分 08 秒
大洲東中学校運動場	八多喜町甲 1225	1	N33 度 33 分 41 秒	E 132 度 32 分 55 秒
大洲農業高等学校運動場	東大洲 15	1	N33 度 30 分 51 秒	E 132 度 33 分 11 秒
大洲北中学校運動場	東大洲 69-1	1	N33 度 30 分 40 秒	E 132 度 33 分 23 秒
大洲高等学校第 1 運動場	大洲	2	N33 度 30 分 08 秒	E 132 度 32 分 27 秒
大洲高等学校第 2 運動場	大洲	1	N33 度 30 分 09 秒	E 132 度 32 分 32 秒
帝京第五高等学校運動場	新谷甲 233	2	N33 度 31 分 54 秒	E 132 度 36 分 23 秒
国立大洲青少年交流の家グラウンド	北只	2	N33 度 29 分 32 秒	E 132 度 32 分 19 秒
八幡浜・大洲地区運動公園	平野町野田乙 1644	4	N33 度 28 分 58 秒	E 132 度 31 分 18 秒
緑地公園グラウンド	中村	4	N33 度 30 分 37 秒	E 132 度 32 分 39 秒
国土交通省グラウンド及び河川敷	若宮	5	N33 度 31 分 04 秒	E 132 度 32 分 48 秒
喜多小学校運動場	若宮 332	1	N33 度 31 分 07 秒	E 132 度 33 分 04 秒
新谷中学校運動場	新谷甲 260-1	1	N33 度 32 分 02 秒	E 132 度 36 分 17 秒
肱東中学校運動場	菅田町菅田甲 1790	1	N33 度 30 分 28 秒	E 132 度 35 分 19 秒
南久米ふれあい広場	野佐来 479	2	N33 度 27 分 54 秒	E 132 度 32 分 51 秒
三善小学校運動場	春賀甲 1888	1	N33 度 33 分 04 秒	E 132 度 33 分 30 秒
富士校運動場	柚木如法寺	1	N33 度 30 分 06 秒	E 132 度 33 分 17 秒
肱川左岸河川敷	五郎	1	N33 度 31 分 32 秒	E 132 度 33 分 43 秒
大洲小学校運動場	大洲 711	1	N33 度 30 分 14 秒	E 132 度 32 分 40 秒
新谷小学校運動場	新谷町甲 190-2	1	N33 度 32 分 06 秒	E 132 度 36 分 02 秒
平小学校運動場	徳森 2006	1	N33 度 31 分 06 秒	E 132 度 35 分 02 秒
菅田小学校運動場	菅田町菅田甲 703	1	N33 度 30 分 26 秒	E 132 度 35 分 41 秒
栗津小学校運動場	八多喜町 1101	1	N33 度 33 分 39 秒	E 132 度 32 分 40 秒
大成ふれあい広場	森山甲 726-1	1	N33 度 28 分 49 秒	E 132 度 38 分 42 秒
上須戒ふれあい広場	上須戒甲 1511	1	N33 度 32 分 00 秒	E 132 度 30 分 22 秒
中村多目的グラウンド	中村	6	N33 度 30 分 45 秒	E 132 度 32 分 42 秒
長浜中学校運動場	長浜甲 1	1	N33 度 36 分 24 秒	E 132 度 29 分 02 秒
白滝小学校運動場	白滝甲 557	1	N33 度 34 分 49 秒	E 132 度 31 分 28 秒
拓海工業団地空き地	長浜町拓海	3	N33 度 37 分 25 秒	E 132 度 30 分 40 秒
肱川右岸河川敷	白滝	2	N33 度 34 分 24 秒	E 132 度 31 分 35 秒
長浜高等学校運動場	長浜甲 480-1	1	N33 度 36 分 39 秒	E 132 度 28 分 54 秒
長浜小学校運動場	長浜甲 190	1	N33 度 36 分 30 秒	E 132 度 29 分 06 秒
青島キャンプ場	長浜町青島	1	N33 度 43 分 58 秒	E 132 度 29 分 36 秒
久米小学校運動場	阿蔵甲 636	1	N33 度 30 分 28 秒	E 132 度 31 分 40 秒

名 称	所 在 地	駐機数	位 置 (緯 度)	(経 度)
防災センター	若宮 1869-1	1	N33 度 31 分 47 秒	E 132 度 33 分 47 秒
蔵川ふれあい広場	蔵川甲 239	1	N33 度 27 分 36 秒	E 132 度 36 分 54 秒
柳沢ふれあい広場	柳沢甲 753-2	1	N33 度 34 分 46 秒	E 132 度 35 分 57 秒
田処ふれあい広場	田処甲 214-1	1	N33 度 35 分 58 秒	E 132 度 35 分 15 秒
上須戒明玄広場	上須戒丙 576-1	1	N33 度 32 分 33 秒	E 132 度 30 分 25 秒
喜多漁港	長浜町今坊	1	N33 度 38 分 03 秒	E 132 度 31 分 28 秒
沖浦公園	長浜町沖浦	1	N33 度 36 分 35 秒	E 132 度 28 分 36 秒
櫛生ふれあい広場	長浜町櫛生乙 141	1	N33 度 34 分 20 秒	E 132 度 26 分 52 秒
出海ふれあい広場	長浜町出海乙 4	1	N33 度 33 分 26 秒	E 132 度 26 分 02 秒
大和ふれあい広場	長浜町下須戒甲 669-5	1	N33 度 35 分 33 秒	E 132 度 29 分 40 秒
豊茂ふれあい広場	豊茂甲 532	1	N33 度 33 分 43 秒	E 132 度 28 分 10 秒
戒川ふれあい広場	戒川乙 903	1	N33 度 35 分 40 秒	E 132 度 32 分 03 秒

8-15 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票及び説明書（例）

安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日	年齢	歳
住所				

A 服用不適項目の該当	<p>①または②に該当する方は服用できません。</p> <p>①安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがある。 <small>（ポピドンヨード液（うがい薬に含まれます）及びルゴール液使用后並びにヨウ化カリウム丸服用後に、じんま疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがある）</small></p> <p>②ヨード造影剤過敏症（造影剤アレルギー）と言われたことがある。</p>	<p>※どちらかにチェックしてください</p> <p>該当しない <input type="checkbox"/></p> <p>該当する <input type="checkbox"/></p>
B 慎重投与項目の該当	<p>①～⑨に該当する方は、安定ヨウ素剤服用により、ごくまれに副作用を起こすことがあります。1回の服用では病状等に大きな影響を与えるものではありません。服用後、体調異変が生じた場合は随行職員等にお知らせください。</p> <p>①甲状腺の病気（甲状腺機能亢進症、機能低下症）</p> <p>②腎臓の病気や腎機能に障害</p> <p>③先天性筋強直症</p> <p>④高カリウム血症</p> <p>⑤低補体血症性じん麻疹様血管炎</p> <p>⑥肺結核（カリエス、肋膜炎なども含む）</p> <p>⑦ジューリング疱疹状皮膚炎</p> <p>⑧現在、以下の薬を服用している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン ・リチウム製剤・抗甲状腺薬（チアマゾール、プロピルチオウラシル） ・ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩 <p>⑨現在、妊娠中である、もしくは授乳中である</p>	<p>※どちらかにチェックしてください</p> <p>※ただし、「A服用不適項目に該当する方はチェック不要です</p> <p>該当しない <input type="checkbox"/></p> <p>該当する <input type="checkbox"/></p>
C 安定ヨウ素剤服用の希望		<p>希望する <input type="checkbox"/></p> <p>希望しない <input type="checkbox"/></p>

以上で問診は終了です。

【配布状況】 ※以下は自治体が記入します。

<input type="checkbox"/> 丸薬	<input type="checkbox"/> 1丸（3歳以上13歳未満）	<input type="checkbox"/> 2丸（13歳以上）
<input type="checkbox"/> 内服液	<input type="checkbox"/> 1ml：生後1か月未満	<input type="checkbox"/> 2ml：生後1か月以上3歳未満
	<input type="checkbox"/> 3ml：3歳以上13歳未満	<input type="checkbox"/> 6ml：13歳以上
<input type="checkbox"/> ゼリー剤	<input type="checkbox"/> 生後1か月未満(16.3 mg 1包)	<input type="checkbox"/> 生後1か月以上3歳未満(32.5 mg 1包)

〔説明書〕 原子力災害用安定ヨウ素剤について

禁 止 事 項

- ◇ ヨウ素を含む医薬品を服用した後、じんましん、呼吸困難や血圧低下などの症状を経験された方、および、ヨウ素アレルギーと診断されたことのある方は、絶対服用しない。これに該当する方は、速やかに安定ヨウ素剤を返却してください。
- ◇ 第三者に譲り渡さない。

服 用 方 法

- ◇ 原子力災害時に『国や地方公共団体から指示があった場合にのみ服用』してください。
それ以外には服用しないでください。
- ◇ 安定ヨウ素剤には、『放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制する効果』がありますが、それ以外の放射線防護効果はありませんので、緊急時に避難や屋内退避の指示がある場合は、その指示に従い行動してください。
- ◇ 以下の服用量を必ず守って下さい。多く服用しても、防護効果は上がりません。
過剰に服用すると、副作用が発生する可能性が高まります。

年 齢	服用剤形	服用量
生後1か月未満	内服液またはゼリー剤	1ml または 16.3mg1包
生後1か月以上、 3歳未満	内服液またはゼリー剤	2ml または 32.5mg1包
3歳以上13歳未満	丸 薬または内服液	1丸または3ml
13歳以上	丸 薬または内服液	2丸または6ml

- ◇ 国や地方自治体から特別な指示がない限り、複数回にわたり服用しないでください。
- ◇ 服用に当たっては、できる限り、ご家族の方と一緒に服用してください。
万が一、ご自身やご家族の方が体調に異変（呼吸困難、関節痛、発疹など）を感じた場合には、お近くの医師や医療機関、相談窓口（裏面）にご連絡ください。
- ◇ 妊娠中や授乳中の方が服用した場合は、相談窓口（裏面）に相談してください。

<問診票の記載内容>

A 服用不適項目

①または②に該当する方は服用できません。

①安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症があると言われたことがある。

(ポピドンヨード液(うがい薬に含まれます)及びルゴール液使用后並びにヨウ化カリウム丸服用後にじんま疹や呼吸困難や血圧低下などのアレルギー反応を経験したことがある)

②ヨード造影剤過敏症(造影剤アレルギー)と言われたことがある。

B 慎重投与項目

①～⑧に該当する方は、安定ヨウ素剤服用により、ごくまれに副作用を起こすことがあります。1回の服用では病状等に大きな影響を与えるものではありません。

服用後、体調異変が生じた場合は随行職員等にお知らせ下さい。

① 甲状腺の病気(甲状腺機能亢進症、機能低下症)

② 腎臓の病気や腎機能に障害

③ 先天性筋強直症

④ 高カリウム血症

⑤ 低補体血症性蕁麻疹様血管炎

⑥ 肺結核(カリエス、肋膜炎なども含む)

⑦ ジューリング疱疹状皮膚炎

⑧ 現在、以下の薬を服用している。

・カリウム含有製剤、カリウム貯留性利尿剤、エプレレノン

・リチウム製剤

・抗甲状腺薬(チアマゾール、プロピルチオウラシル)

・ACE阻害剤、アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、アリスキレンフマル酸塩

(相談窓口)

愛媛県八幡浜保健所企画課

0894-22-0600

大洲市保健センター

0893-23-0310

8-16 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法 第5条第1項「地域防災計画」

第5条 市町村は、基本にのっとり、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◇ 原子力災害対策特別措置法 第5条「地域防災計画」

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

(注：災害対策基本法第4条第1項は「都道府県」の地域防災計画を指す。)

◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場合を所管する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言等」

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第3項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき地域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

◇ 災害対策基本法 第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

8-17 用語解説

【あ行】

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。

事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所から5～30 km未満の区域に所在し、全国に22箇所ある。（2012年12月現在）

【か行】

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離れればそれ以上の被ばくはなくなる。

簡易除染

避難退域時検査の結果、0IL4以下でない住民、40,000cpm(β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。簡易除染によっても0IL4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の措置を行う。

原子力災害医療

原子力災害時における医療対応のこと。

通常の救急医療、災害医療に加え、被ばく医療の考え方が必要となり、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性を考慮し、被災者等に施す医療コントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速かつ的確に行う必要がある。

国及び県は、下記のとおり原子力災害医療体制を整備するものとする。

①原子力災害拠点病院

原子力災害時において、汚染の有無に関わらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療を行う。

②原子力災害医療協力機関

原子力災害医療や県等が行う原子力災害対策等を支援する。

③高度被ばく医療支援センター

拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。

④原子力災害医療・総合支援センター

平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

⑤原子力災害医療派遣チーム

拠点病院等に属し、原子力災害が発生した立地都道府県等内において救急医療等を行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

コンクリート建屋への屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

【さ行】

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

【な行】

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

【は行】

避難退域時検査

OILに基づく防護措置としての避難等の際に、避難や一時移転する住民等の汚染状況を確認することを目的として実施される検査のこと。自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm(β線)以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。検査の結果、OIL4以下でない住民、40,000cpm(β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射線の強さ、または量を表す。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ(ワット数)」が放射能にあたる。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

【ま行】

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

【英字】

E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。

O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)

放射性物質の環境放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行うための判断基準。

P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設置された区域。予測的な手法による意思決定ではなく、特定の事故事象が発生すれば直ちに避難するなど放射性物質を含むプルーム（気体状、粒子状の物質を含む空気の一団）が放出される前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。概ね5 km。

I A E Aの安全指針G S-G-2.1では原発から3～5 kmの範囲とされている。

U P Z (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「防災対策を重点的に実施する区域」として新たに設定された区域。環境放射線モニタリングによる計測可能な判断基準に基づく避難、屋内待避等を準備する区域。概ね30 km。

I A E Aの安全指針G S-G-2.1では原発から5～30 kmの範囲とされている。